

北しりべし定住自立圏共生ビジョン

(平成22年度～平成26年度)

平成27年11月変更

北海道小樽市

# 目 次

## 第1章 定住自立圏共生ビジョンの策定に当たって

- 1 定住自立圏の概要とこれまでの取組…………… 1
- 2 定住自立圏の名称及び構成市町村の名称…………… 1
- 3 定住自立圏共生ビジョンの目的…………… 1
- 4 定住自立圏共生ビジョンの期間…………… 1

## 第2章 圏域の概況と課題

- 1 6市町村の概況…………… 2
- 2 圏域の結びつき…………… 5
- 3 人口等の推移…………… 7
- 4 産業等の推移…………… 10
- 5 地域医療の概況…………… 14
- 6 圏域の課題…………… 16

## 第3章 圏域の将来像

- 1 北しりべし定住自立圏の将来像…………… 18
- 2 将来像実現に向けた目標…………… 19

## 第4章 協定に基づき推進する具体的取組

- 1 政策分野別共生ビジョンの体系…………… 22
- 2 生活機能の強化に係る政策分野の事業概要…………… 26
- 3 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業概要…………… 37
- 4 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の事業概要…………… 43

実施事業一覧…………… 45

## 【附属資料】

- 北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱
- 北しりべし定住自立圏共生ビジョンに関する提言

## 第1章 定住自立圏共生ビジョンの策定に当たって

### 1 定住自立圏の概要とこれまでの取組

今後、地方圏ばかりではなく、都市圏においても人口が減少するという「過密なき過疎」の時代の到来にあって、地方からの人口の流出を食い止め、安心して暮らせる地域を築くため、定住自立圏の形成によって、一定の都市機能を有した中心市と経済や文化等で密接に関係がある周辺市町村が集約とネットワークの考え方にに基づき、互いに連携・協力して、圏域全体の活性化を図るものです。

小樽市は、昨年の9月15日に中心的な役割を担う意思を表明する「中心市宣言」を行い、周辺町村である、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の北後志5町村と、圏域を形成し、医療・福祉、産業、交通機能など、小樽市に集積している都市機能を活用することによって、圏域全体の利便性の向上や安心した暮らしの確保を図るとともに、周辺町村の地域資源を活用し、新たな地元特産品の開発や、広域観光ルートの開拓による、産業振興を図る取組について協議を行ってきました。

本年、その基本的な考え方がまとまったことから、定住自立圏形成協定を各議会へ提案し、その議決を経て、4月1日に小樽市と北後志5町村との間で、1対1の協定を締結しました。

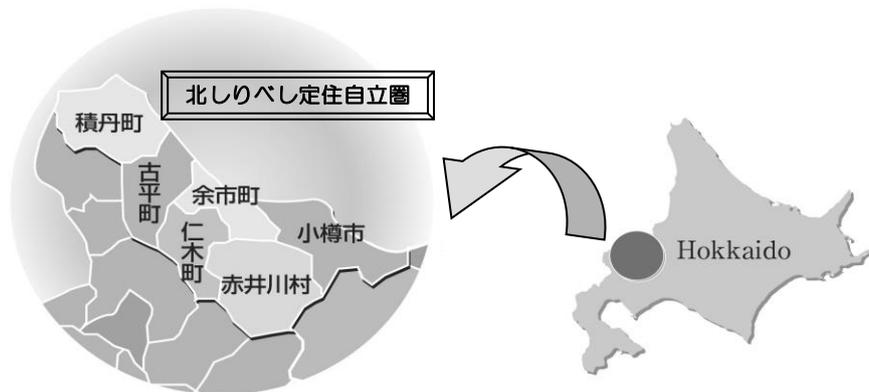
### 2 定住自立圏の名称及び構成市町村

#### (1) 定住自立圏の名称

北しりべし定住自立圏

#### (2) 定住自立圏の構成市町村

小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村



### 3 定住自立圏共生ビジョンの目的

人口の減少や少子高齢化が進む圏域において、圏域における共通の課題解決に向けて、中心市の小樽市が、圏域の将来像や定住自立圏形成協定に基づき、北後志5町村との間で連携や協力を有機的に行い、医療や福祉、交通など、定住に必要な生活機能の確保・充実に努めるとともに、産業振興を通じて、自立に必要な経済基盤の整備を促進し、圏域全体の活性化や利便性の向上を図るために推進する具体的な取組等を明らかにするものであります。

### 4 定住自立圏共生ビジョンの期間

平成22年度から平成26年度までの5年間とします。  
ただし、毎年度所要の変更を行うものとします。

## 第2章 圏域の概況と課題

### 1 6市町村の概況

#### (1) 小樽市

小樽市は、北海道西海岸のほぼ中央に位置し、海・山・坂など変化に富み、天然の良港を有する、後志管内で唯一の市であるとともに、保健所政令市の一つでもあります。

北海道開拓の拠点として歴史や文化が形成されたまちで、古くから日本海に面する港を拠点にアジア諸国やロシアからの物資や人の交流が行われてきました。

近年は、中国との定期コンテナ航路をはじめ、世界中から多くの貨物船や豪華客船が入港しているほか、小樽運河や歴史的建造物が、小樽の魅力として国内外に発信され、年間約700万人の観光客が訪れています。

2009年の地域ブランド調査（「ブランド総合研究所」調べ）では、総合6位になるなど高い知名度と根強い人気を誇っており、市民、経済界、行政が一体となって、より質の高い時間消費型観光に取り組んでいます。また、同時に地場製品のブランド化を図り、国内はもとより、国外に向けての販路拡大を図っています。

#### (2) 積丹町

積丹町は、積丹半島の先端に位置し、小樽市からは車で約1時間、北海道の他の日本海沿岸の市町村と同じく、古くはニシン漁で栄えた町です。

ニシン漁で栄えた町であることから漁業従事者が多く、6月から8月が漁期の「ウニ」は東京築地市場でも有名な、町を代表する産品です。

農家数は多くはありませんが、酪農家から排出される家畜ふん尿を活用した土づくりによる低農薬の畑作経営を行っており、かぼちゃ・ジャガイモはその安全性が認められほとんどが契約販売となっています。また、近年はミニトマトの生産も盛んです。

積丹半島には奇岩・景勝地が多く、特に神威岬（北海道遺産）や島武意海岸（日本の渚百選）と、しゃこたんブルーと呼ばれる特有の澄んだ海の青さは人々の心を魅了しており、「景観」と新鮮な海産物「食」とを提供する札樽圏近郊の観光地として多くの皆さんが訪れています。

#### (3) 古平町

古平町は、積丹半島の東側中央部に位置し、小樽市からは西におおよそ40kmの距離にあります。東、南、西の3方向は山地を介して、余市町、仁木町及び積丹町など6町村と接し、北方は日本海に面しています。

気候は、冬季に北西の季節風を受け、積雪は多いが、濃霧も少なく、年間の平均気温が約8℃、平均降水量が約1000mmであります。対馬海流の影響により、内陸部に比べて寒暖の差が少ない気候です。

漁業、水産加工業を基幹産業とし、うに、甘えび、たらこ等が町の特産品であり、農業も従事者は多くありませんが、米、いちごを中心に栽培しています。また、日本海を一望できる温泉やキャンプ場を有しており、夏場には多くの観光客が訪れます。

古平町のまちづくりは、「みんながいきいき、ほのぼのと、生きがいのある人生をすぞすまち」を将来像として進めています。

#### (4) 仁木町

仁木町は、北海道の西部、後志管内北部に位置し、基幹産業は農業です。特に、りんご、さくらんぼ、ぶどうなどの果樹栽培が盛んで北海道一の「フルーツの町」でもあります。

地理的には、余市町に隣接しており、小樽市まで24Km、札幌市までは58Kmと北海道の中心に近接していることから、りんごのオーナー制度などにより都市と農村との交流が盛んに行われています。

気候は、対馬暖流の影響を受け、四季を通じて温暖多湿、東西の山々が暴風壁となって強風も少なく、豪雪地帯には指定されていますが、根雪の期間は短く霜も少ないのが特徴です。そのこともあり、果樹の他、そ菜や水稲など農作物の栽培に適していて、“もぎとり観光農園”発祥の地でもあります。

「フルーツパークにき」を会場に、7月に開催される「さくらんぼフェスティバル」や豊じょうの秋10月には「うまいもんじゃ祭り」など、各種イベントを開催しています。

#### (5) 余市町

余市町は、積丹半島の基部に位置し、小樽市、古平町、仁木町、赤井川村に隣接しています。日本海と緩やかな丘陵に囲まれ、温暖な気候と農産物・海産物などの豊かな自然の恵みのもとで古くから人が定住し、発展してきた町です。

町の産業は、農業・漁業・製造業・加工業・商業など多様な形態から成り立っています。これら多彩な産業が生み出す特産品や、豊かな自然、そして町の歴史を伝える文化遺産などが町の魅力となっています。

今後、基幹産業である第一次産業を基盤に、豊かな自然環境の下で活力ある町づくりを進め、また、宇宙飛行士の毛利衛氏や長野五輪金メダリスト、斉藤選手・船木選手などを生んだ伝統・風土を継承して人づくりに努めるとともに、町民と行政との協働により、子どもからお年寄りまでが安心して暮らせる町づくりを目指しています。

#### (6) 赤井川村

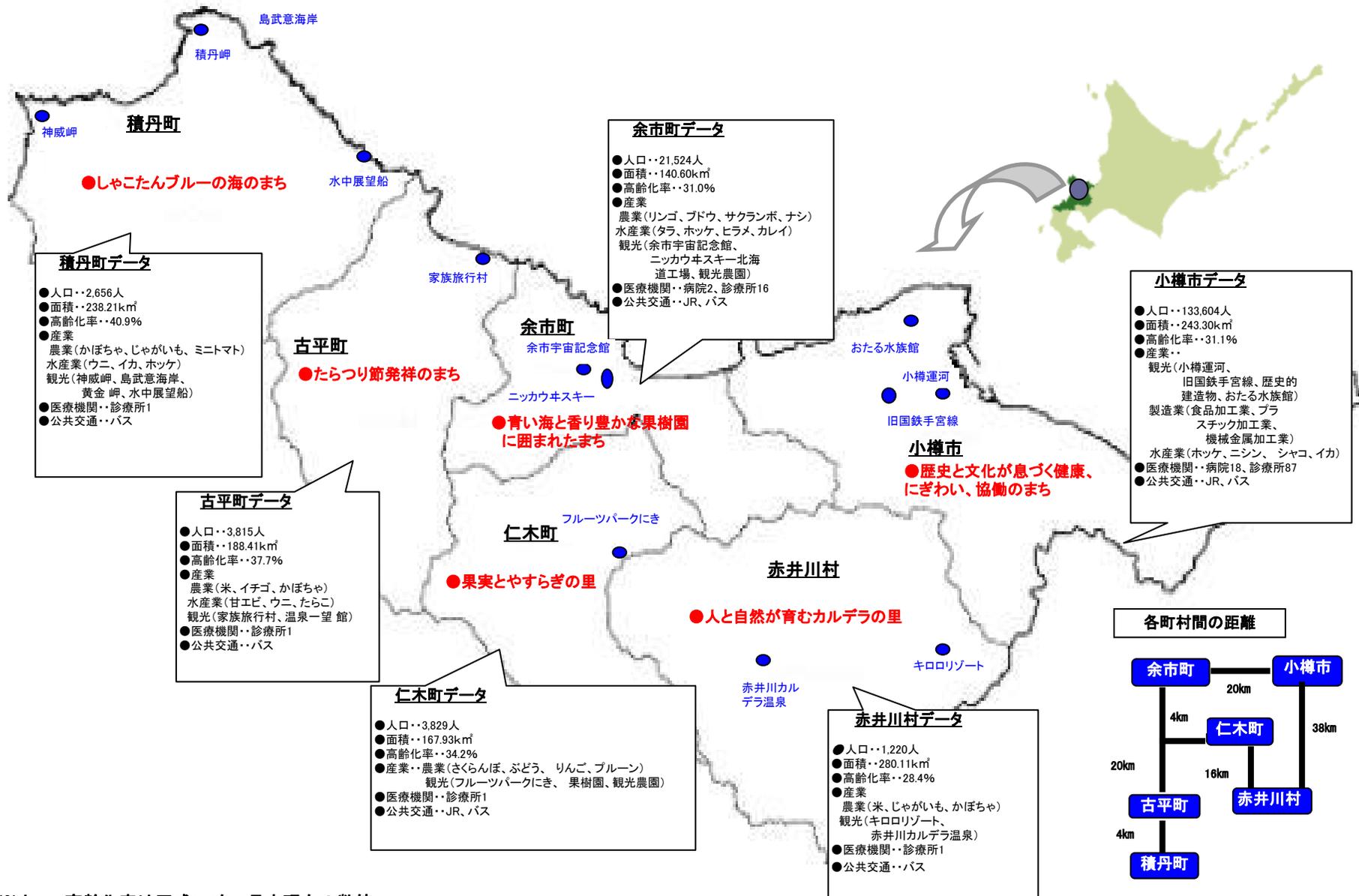
赤井川村は、北海道の南西部に位置し、周囲を札幌市、小樽市、余市町、仁木町、倶知安町、京極町の2市4町に囲まれた緑豊かな「カルデラの里」です。総面積は約280平方kmと広大ですが、その8割が山林で占められています。

その四方を山々に囲まれた「カルデラ」状の地形をなしており、秋のよく晴れた朝には霧が盆地内にたまり、幻想的な「雲の湖」が見られることがあります。

気候は、盆地特有の内陸型気候で、積雪は多く、北海道内でも有数の豪雪地帯となっており、「キロロ・スノーワールド」には、国内外から多くの観光客が訪れ主産業の1つとなっています。また、夏は気温が上がりますが、昼夜の寒暖の差が大きく、果菜類の栽培に適しており、近年では国営かんがい排水事業により整備された農業用水を利用して、花きやブロッコリーの栽培が盛んです。

赤井川村は、失ったら二度と取り戻せない農山村の景観や文化を守るため、平成17年に設立されたNPO法人「日本で最も美しい村」連合に加盟し、村の地域資源の保全に取り組んでいます。

# 北しりべし定住自立圏 — 海と山に囲まれた自然豊かな圏域 —



※人口、高齢化率は平成22年3月末現在の数値

## 2 圏域の結びつき

### (1) ごみ焼却施設（北しりべし広域クリーンセンター）の共同利用

自治体名	平成20年度		平成21年度	
	搬入量(t)	構成比(%)	搬入量(t)	構成比(%)
小樽市	38,656.9	84.8	38,065.5	84.9
積丹町	582.8	1.3	553.9	1.2
古平町	928.7	2.1	912.3	2.0
仁木町	608.7	1.3	571.8	1.3
余市町	4,389.9	9.6	4,332.9	9.7
赤井川村	404.9	0.9	403.7	0.9
合 計	45,571.9	100.0	44,840.1	100.0

(資料：北しりべし廃棄物処理広域連合調べ)

### (2) 小樽市への流入人口

自治体名	就業流入人口		通学流入人口	
	人数(人)	通勤率(%)	人数(人)	通学率(%)
積丹町	12	0.1	25	1.0
古平町	35	0.3	50	2.0
仁木町	75	0.7	57	2.2
余市町	918	8.8	353	13.9
赤井川村	18	0.2	17	0.7
その他	9,397	89.9	2,037	80.2
合 計	10,455	100.0	2,539	100.0

(資料：平成17年国勢調査)

### (3) 小樽市夜間急病センターの利用状況

自治体名	平成20年度		平成21年度	
	利用者数(人)	構成比(%)	利用者数(人)	構成比(%)
小樽市	6,552	86.2	7,257	87.1
積丹町	23	0.3	18	0.2
古平町	41	0.5	28	0.3
仁木町	38	0.5	45	0.5
余市町	257	3.4	291	3.5
赤井川村	30	0.4	29	0.4
その他	662	8.7	666	8.0
合 計	7,603	100.0	8,334	100.0

(資料：小樽市保健所調べ)

(4) 小樽市の主な病院の利用状況（平成21年度）

病院名(病床数、診療科数)	種別	地域別	患者数(人)	構成比(%)
市立小樽病院 病床数 223床 診療科数 14科	入院	小樽市内	44,805	83.7
		周辺町村	6,660	12.5
		その他	2,036	3.8
	外来	小樽市内	79,889	74.9
周辺町村	11,029	10.3		
その他	15,749	14.8		
小樽市立脳・循環器・こころの医療センター 病床数 222床 診療科数 8科	入院	小樽市内	46,119	70.9
		周辺町村	9,609	14.8
		その他	9,326	14.3
	外来	小樽市内	46,371	76.1
周辺町村	8,093	13.3		
その他	6,478	10.6		
北海道社会事業協会 小樽病院 病床数 240床 診療科数 12科	入院	小樽市内	61,218	80.3
		周辺町村	8,501	11.1
		その他	6,538	8.6
	外来	小樽市内	39,653	84.5
周辺町村	4,208	9.0		
その他	3,040	6.5		
北海道済生会小樽病院 病床数 287床 診療科数 10科	入院	小樽市内	60,384	86.8
		周辺町村	5,190	7.5
		その他	3,967	5.7
	外来	小樽市内	96,316	93.0
周辺町村	5,392	5.2		
その他	1,872	1.8		
日本海員掖済会小樽掖済会病院 病床数 154床 診療科数 7科	入院・外来	小樽市内	25,355	88.8
		周辺町村	2,124	7.4
		その他	1,079	3.8

(資料：各病院からの資料)



【北しりべし広域クリーンセンター】



【小樽市夜間急病センター】

### 3 人口等の推移

#### (1) 人口の推移

当圏域を構成している市町村の人口推移を見ると、全市町村が総じて10%以上の減少になっています。また、平成22年4月から小樽市が過疎地域自立促進特別措置法における「過疎地域」の対象となったことにより、余市町以外の市町村が「過疎地域」となりました。

(単位：人)

自治体名	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	H2/H17 増減率(%)	<参考> 平成22年
小樽市	163,211	157,022	150,687	142,161	△12.9	133,752
積丹町	4,012	3,648	3,149	2,860	△28.7	2,631
古平町	4,967	4,654	4,318	4,021	△19.0	3,803
仁木町	4,595	4,293	4,111	3,967	△13.7	3,822
余市町	25,266	24,485	23,685	22,734	△10.0	21,479
赤井川村	1,470	1,552	1,512	1,310	△10.9	1,234
合計	203,521	195,654	187,462	177,053	△13.0	166,721

(資料：国勢調査。平成22年は5月末現在、住民基本台帳による。)

#### (2) 高齢者単身世帯の推移

平成2年と平成17年の国勢調査の数値を比較すると、余市町と仁木町で約2倍を超えているほか、他の市町村でも大きく増加しています。このことから、高齢者が住み慣れた地域で生活を送るための福祉サービスの充実や、生きがいを持って健康に生活できる環境づくりが必要です。

(単位：人)

自治体名	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	H2/H17 増減率(%)
小樽市	4,221	5,533	7,067	8,288	96.4
積丹町	137	167	191	245	78.8
古平町	149	188	228	277	85.9
仁木町	84	127	164	191	127.4
余市町	563	715	942	1,143	103.0
赤井川村	36	42	44	50	38.9
合計	5,190	6,772	8,636	10,194	96.4

(資料：国勢調査)

## (3) 3区分人口の推移

平成2年と平成17年の国勢調査の数値を比較すると、年少人口（0～14歳）の構成比は、全市町村で減少しており、古平町と仁木町では5ポイント以上減少しています。

生産年齢人口（15歳～64歳）の構成比についても、全市町村が減少傾向にあり、特に積丹町では、10ポイント以上減少しています。

老年人口（65歳以上）の構成比については、全市町村が増加傾向にありますが、赤井川村については、比較的緩やかな増加である一方で、積丹町と古平町は15ポイント以上の増加になっています。

生産人口年齢の減少は、長引く景気低迷の中、有効求人倍率が低迷し、雇用の場が確保できないことなども原因の一つとなっています。

(単位：人)

自治体名	区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	H17構成 比率(%)	H2/H17構成 比 増 減	<参考> 平成22年
小樽市	年少	25,242	20,352	17,398	15,082	10.6	△4.9	13,251
	生産	112,165	106,146	98,035	88,088	62.0	△6.7	78,942
	老年	25,804	30,524	35,253	38,984	27.4	11.6	41,559
	計	163,211	157,022	150,687	142,161	100.0		133,752
積丹町	年少	579	418	323	275	9.6	△4.8	230
	生産	2,554	2,203	1,765	1,516	53.0	△10.7	1,326
	老年	879	1,027	1,061	1,069	37.4	15.5	1,075
	計	4,012	3,648	3,149	2,860	100.0		2,631
古平町	年少	774	596	439	355	8.8	△6.8	286
	生産	3,312	3,030	2,682	2,352	58.5	△8.2	2,083
	老年	881	1,028	1,197	1,314	32.7	15.0	1,434
	計	4,967	4,654	4,318	4,021	100.0		3,803
仁木町	年少	791	587	513	459	11.6	△5.6	398
	生産	2,968	2,715	2,445	2,289	57.7	△6.9	2,108
	老年	836	991	1,153	1,219	30.7	12.5	1,316
	計	4,595	4,293	4,111	3,967	100.0		3,822
余市町	年少	4,268	3,635	3,052	2,722	12.0	△4.9	2,418
	生産	16,896	16,008	14,973	13,617	59.9	△7.0	12,387
	老年	4,102	4,842	5,660	6,394	28.1	11.9	6,674
	計	25,266	24,485	23,685	22,734	100.0		21,479
赤井川村	年少	222	226	184	159	12.1	△3.0	170
	生産	1,007	1,043	1,017	815	62.2	△6.3	716
	老年	241	283	311	336	25.7	9.3	348
	計	1,470	1,552	1,512	1,310	100.0		1,234
合 計	年少	31,876	25,814	21,909	19,052	10.8	△4.9	16,753
	生産	138,902	131,145	120,917	108,677	61.4	△6.8	97,562
	老年	32,743	38,695	44,635	49,316	27.8	11.7	52,406
	計	203,521	195,654	187,462	177,053	100.0		166,721

(資料：国勢調査。平成22年は5月末現在、住民基本台帳による。)

※不明者等により区分の計と総人口計が一致しないことがあります。

## (4) 人口動態の推移

圏域内の人口は、近年2千人を超えるペースで毎年減少を続けています。

余市町と赤井川村で、減少のペースが落ちているほかは、いずれもほぼ同じペースで減少を続けています。

特に小樽市では、社会動態による減少が毎年千人程度で、大きな課題となっています。

(単位：人)

自治体名	区分	平成10年	平成19年	平成20年	平成21年
小樽市	自然	△ 510	△ 994	△ 966	△ 1,031
	社会	△ 446	△ 1,046	△ 1,099	△ 979
	計	△ 956	△ 2,040	△ 2,065	△ 2,010
積丹町	自然	△ 32	△ 28	△ 42	△ 43
	社会	△ 42	△ 81	△ 45	△ 40
	計	△ 74	△ 109	△ 87	△ 83
古平町	自然	△ 15	△ 37	△ 36	△ 25
	社会	△ 50	△ 40	△ 40	△ 56
	計	△ 65	△ 77	△ 76	△ 81
仁木町	自然	△ 3	△ 37	△ 33	△ 32
	社会	△ 35	△ 12	△ 14	△ 10
	計	△ 38	△ 49	△ 47	△ 42
余市町	自然	△ 69	△ 142	△ 140	△ 144
	社会	△ 165	△ 280	△ 138	△ 27
	計	△ 234	△ 422	△ 278	△ 171
赤井川村	自然	4	3	△ 6	4
	社会	△ 11	△ 34	△ 20	△ 6
	計	△ 7	△ 31	△ 26	△ 2
合計	自然	△ 625	△ 1,235	△ 1,223	△ 1,271
	社会	△ 749	△ 1,493	△ 1,356	△ 1,118
	計	△ 1,374	△ 2,728	△ 2,579	△ 2,389

※職権による増減は含んでいません。

(資料：各市町村の統計資料)

## 4 産業等の推移

### (1) 産業別就業者数

就業者数から見て、第1次産業が基幹産業になっているのは、仁木町、赤井川村、積丹町であり、仁木町、赤井川村においては、製造・加工業が少ないため、多くは農産物をそのまま出荷しています。古平町、余市町では農水産物の生産及び加工が行われています。小樽市は、食品加工業のほか、卸・小売業やサービス業のほか、医療、福祉関係に従事する者の割合が高くなっています。

(単位：人、%)

自治体名	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能		合計
	従業者数	割合	従業者数	割合	従業者数	割合	従業者数	割合	
小樽市	871	1.4	11,730	18.8	46,949	75.4	2,734	4.4	62,284
積丹町	417	28.0	257	17.3	814	54.7	—	—	1,488
古平町	313	15.2	761	36.8	992	48.0	—	—	2,066
仁木町	970	46.9	175	8.4	872	42.1	53	2.6	2,070
余市町	1,568	15.3	1,990	19.4	6,677	65.2	8	0.1	10,243
赤井川村	269	35.7	64	8.5	421	55.8	—	—	754
合計	4,408	5.6	14,977	19.0	56,725	71.9	2,795	3.5	78,905

(資料：平成17年国勢調査)

### (2) 事業所数の推移

事業所数は、赤井川村を除いた市町村で減少しています。特に、小樽市、積丹町、古平町は著しく減少しています。雇用の場の縮小は、人口減少の要因の一つになっています。

自治体名	平成8年	平成13年	平成18年	H8/H18 増減率(%)
小樽市	8,407	7,758	6,789	△ 19.2
積丹町	250	229	210	△ 16.0
古平町	287	257	229	△ 20.2
仁木町	219	226	207	△ 5.5
余市町	1,240	1,104	1,104	△ 11.0
赤井川村	66	82	73	10.6
合計	10,469	9,656	8,612	△ 17.7

(資料：事業所・企業統計調査)

**(3) 商店数（卸・小売）の推移**

平成3年と平成19年の調査結果を基に、圏域を構成している全市町村の平均を見ますと、約4割減少しています。この要因としては、長引く景気低迷、後継者不足などから、移転・廃業を余儀なくされ、そのことにより、商店数の減少が止まらない状況にあります。

自治体名	平成3年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	H3/H19 増減率(%)
小樽市	3,105	2,511	2,305	2,261	1,916	△ 38.3
積丹町	91	61	60	56	52	△ 42.9
古平町	101	74	68	67	58	△ 42.6
仁木町	88	67	67	67	60	△ 31.8
余市町	499	350	301	289	284	△ 43.1
赤井川村	23	22	19	16	13	△ 43.5
合 計	3,907	3,085	2,820	2,756	2,383	△ 39.0

(資料：商業統計調査)

**(4) 販売額（卸・小売）の推移**

平成3年と平成19年を比較しますと圏域を構成している全市町村で約3割以上減少しています。直近の平成16年の調査と比較しますと、赤井川村のみが増加し、古平町、仁木町においては、2割以上減少しています。

(単位：百万円)

自治体名	平成3年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	H3/H19 増減率(%)
小樽市	420,052	388,706	342,957	319,904	292,958	△ 30.3
積丹町	5,315	4,115	3,388	3,485	2,968	△ 44.2
古平町	3,353	2,503	2,502	3,008	2,361	△ 29.6
仁木町	4,637	3,039	3,870	3,425	2,448	△ 47.2
余市町	50,056	44,473	42,187	37,163	34,747	△ 30.6
赤井川村	1,157	1,498	1,340	665	726	△ 37.3
合 計	484,570	444,334	396,244	367,650	336,208	△ 30.6

(資料：商業統計調査)

## (5) 農業生産品目構成

北後志地域は、余市町・仁木町を中心に果樹・野菜の栽培が盛んな地域であり、りんご、ぶどう、さくらんぼを中心に生産されています。近年は、プルーン、ブルーベリーなども生産されています。

後志管内における、りんごの収穫量は、全道収穫量の約4割、ぶどうについては、約8割、さくらんぼは、約6割を占めており、そのほとんどが当圏域において収穫されています。

また、赤井川村では豚肉、積丹町・古平町では肉用牛・乳用牛が飼養されています。

(単位：千万円)

自治体名	耕種					畜産	合計
	米	野菜	果実	その他	米		
小樽市	71	1	51	x	19	4	75
積丹町	17	—	12	—	5	39	56
古平町	7	2	4	—	1	12	19
仁木町	351	51	118	166	16	23	374
余市町	406	4	147	231	24	32	438
赤井川村	78	15	48	1	14	72	150
合計	930	73	380	398	79	182	1,112

(資料：農林水産省 平成18年市町村別農業産出額)

## (6) 農家数等の推移

古平町以外は農家数及び農家人口が減少しています。主な要因として、後継者不足があります。当圏域において、農業は、基幹産業であることから、今後、農産物の付加価値化、ブランド化に取り組み、後継者不足の解消を図る必要があります。

(単位：戸、人、ha)

自治体名	平成12年			平成17年		
	農家数	農家人口	耕地面積	農家数	農家人口	耕地面積
小樽市	357	1,045	231	249	690	180
積丹町	102	312	652	97	271	587
古平町	41	92	72	51	120	x
仁木町	482	1,681	1,533	438	1,425	1,338
余市町	538	1,984	1,265	494	1,667	1,139
赤井川村	131	427	705	126	368	698
合計	1,651	5,541	4,458	1,455	4,541	3,942

(資料：農業センサス)

**(7) 漁獲高（数量ベース）**

当圏域の水産業は、古くは、ニシン漁を主体として栄え、現在は、ほっけが最も多く、次いですけとうだら、するめいか類、たこ等となっています。

小樽市の平成21年で水揚げ高が減少しているのは、前年に豊漁だったほっけが大幅に減少しているのが主な要因です。

(単位：t)

自治体名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小樽市	60,923	47,450	59,169	62,403	41,948
積丹町	3,534	4,024	2,679	3,647	2,651
古平町	3,997	3,646	3,288	3,808	3,593
仁木町	—	—	—	—	—
余市町	3,543	3,649	3,183	2,990	3,025
赤井川村	—	—	—	—	—
合計	71,997	58,769	68,319	72,848	51,217

(資料：各市町村統計資料)

**(8) 漁獲高（金額ベース）**

平成20年は、主力魚種の豊漁もあり、漁獲金額が増加しましたが、平成21年は過去5年間の中でも、古平町を除き、最低の金額となっています。

その主な要因は、ほっけの漁獲量の減少も影響していますが、魚価安などの影響もあります。

(単位：千円)

自治体名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小樽市	5,683,366	5,873,115	5,520,042	6,305,465	4,168,277
積丹町	1,305,554	1,493,775	1,033,277	1,383,640	974,574
古平町	1,365,110	1,439,105	1,382,690	1,656,119	1,403,987
仁木町	—	—	—	—	—
余市町	1,604,498	1,796,353	1,497,513	1,492,702	1,400,677
赤井川村	—	—	—	—	—
合計	9,958,528	10,602,348	9,433,522	10,837,926	7,947,515

(資料：各市町村統計資料)

## 5 地域医療の概況

### (1) 圏域内の病院・診療所数

圏域内における病院数は、中心市である小樽市18施設に対し、周辺町村は、余市町の2施設のみとなっています。その他の町村では、積丹町、赤井川村の診療所は、無床診療所であり、入院は、他市町で対応せざるを得ない状況です。

	小樽市	積丹町	古平町	仁木町	余市町	赤井川村	合計
病院数	18	—	—	—	2	—	20
診療所数	87	1	1	1	16	1	107

(資料：各市町村調べ(平成22年7月現在))

※診療所は一般・有床診療所のうち地域住民を対象にしている施設のみ掲載

### (2) 圏域内の市立・公的病院、診療所の概要

小樽市は市立病院と公的病院があることから、多様な診療科の機能を維持しているものの、余市町以外の町村においては、主に内科、外科が中心です。

#### ■ 圏域内の市立・公的病院と、小樽市、余市町以外の診療所の設置状況

区分	病院・診療所名	診療科名
病院	市立小樽病院	内科、外科、小児科、整形外科、産婦人科、泌尿器科、麻酔科、眼科、皮膚科、耳鼻いんこう科、形成外科、放射線科、脳神経外科、精神科
	小樽市立脳・循環器・こころの医療センター	脳神経外科、循環器内科、心臓血管外科、精神科、麻酔科、放射線科、内科、外科
	北海道済生会小樽病院	内科、循環器内科、神経内科、外科、整形外科、泌尿器科、耳鼻いんこう科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科
	北海道済生会小樽西病院	内科、小児科
	社会福祉法人 北海道社会事業協会 小樽病院	消化器内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、循環器科、呼吸器科、眼科、放射線科、麻酔科、精神科
	日本海員掖済会 小樽掖済会病院	内科、消化器科、胃腸科、外科、肛門科、整形外科、麻酔科
小樽市と余市町以外の診療所	社会福祉法人 北海道社会事業協会 余市病院	内科、循環器内科、外科、小児科、整形外科、脳神経内科、産婦人科、眼科、泌尿器科
	積丹町立国民健康保険診療所	内科、外科
	小樽掖済会病院附属古平診療所	内科、外科
	森内科胃腸科医院(仁木町)	内科、消化器科
赤井川診療所	内科、小児科、外科、整形外科	

(診療所は一般・有床診療所のうち地域住民を対象にしている施設のみ掲載)

(3) 救急医療体制

当圏域内の救急医療体制は、初期救急医療においては、小樽市夜間急病センターと小樽市医師会、余市医師会の在宅当番制、第2次救急医療機関では余市町の協会病院以外には小樽市内に集積しており、圏域内の救急医療を担っています。

また、救急医療機関がない地域においては、交通手段の確保や救急搬送時間の短縮のための道路等の整備が大きな課題となります。

■圏域内の救急医療機関

地 域	初期救急医療機関	第2次救急医療機関
北後志地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小樽市夜間急病センター (内科、小児科、外科)</li> <li>・在宅当番制 小樽市医師会 余市医師会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小樽病院</li> <li>・小樽市立脳・循環器・こころの医療センター</li> <li>・北海道社会事業協会 小樽病院</li> <li>・北海道済生会小樽病院</li> <li>・医療法人ひまわり会札幌病院</li> <li>・日本海員掖済会 小樽掖済会病院</li> <li>・北海道社会事業協会 余市病院</li> </ul>

(4) 小児救急・周産期医療体制

小児救急医療体制においては、第二次医療圏である後志地域においても、北海道社会事業協会 小樽病院（以下「小樽協会病院」という。）のみであり、当圏域である北後志地域のみならず、重要な役割を担っています。

周産期医療は、妊娠後期から新生児早期までの時期の母体、胎児、新生児を総合的に管理し、母と子の健康を守る医療であり、第二次医療圏である後志地域における病院は、2医療機関あり、当圏域では、小樽協会病院のみとなっています。

また、近年、少子高齢化が進展する中、地域において、安心して子どもを産むことができる環境整備、また、高齢出産などによるハイリスク妊娠・分娩に対応した受入れ体制の整備が求められていることから、産科医と小児科医が協力・連携した医療体制が整備されている医療機関の支援が必要となっています。

■圏域内の小児救急・周産期医療

地 域	病 院	
北後志地域	北海道社会事業協会 小樽病院	第二次医療圏である後志圏域で唯一の地域周産期母子医療センター、小児救急医療支援事業実施病院

(5) 圏域内の産科医療機関

地 域	病院	診療所
北後志地域	北海道社会事業協会 小樽病院	おたるレディースクリニック（有床）

## 6 圏域の課題

圏域全体の人口は減少傾向にあり、高齢化が進んでいます。平成22年3月31日現在、高齢化率の全国平均が22.7%、北海道の平均が24.3%となっている一方、圏域内の平成22年3月末現在の高齢化率は30%を越えており、全国平均を大きく上回っている状況です。

今後、高齢者や若者が定住していくためには、地域医療体制の確保や若者の雇用創出、生涯学習等の充実、地域資源を活用した産業の活性化、広域観光の取組による圏域内外との交流を促進していく必要があります。

### (1) 地域医療体制の確保

当圏域を構成している市町村は、医師不足により医療サービスが低下し、住民の利便性が低下している状況です。

町村によっては、初期救急医療体制が維持できず、他市町での対応を余儀なくされており、特に小児救急、周産期医療体制を確保しているのは圏域内では、1病院だけであり、その役割は圏域内だけでなく、第二次医療圏である後志地域全体においても重要な役割を担っています。

今後、地域の医療体制を維持・確保していくためには、小樽市にある市立病院や公的病院が中心となって、圏域内の医師会の協力もいただきながら、各市町村の病院・診療所が連携を図ることが必要です。

### (2) 若者が地域に定着する環境づくり

全国的に少子高齢化が進む中、圏域内においても年少人口と生産年齢人口が著しく減少しています。今後、持続可能な圏域を形成するためには、圏域を支える若者が地域に定着する環境づくりが必要です。

そのためには、地域産業の活性化による若者の雇用の確保はもちろん、仕事と子育てが両立できる職場環境や、安心して子供を生み育てられる環境づくりが必要です。

### (3) 住民の交流と高齢者の生きがいづくり

住民のライフスタイルの多様化や高齢化により、住民のニーズに対応した多様な生涯学習・スポーツなどに参加できる機会の提供が求められています。

今後、圏域内の各施設を利用した生涯学習等の開催について、圏域の住民に情報を発信し、住民の交流を促進するとともに、高齢者の生きがいづくりの場を提供することが必要です。

### (4) 地域産業の活性化

当圏域を構成している市町村の産業の特徴をみると、周辺町村においては、農業や水産業の一次産業、二次産業がまちの基幹産業であり、小樽市は食品加工やものづくり産業の二次産業や、商業やサービス業の三次産業が中心となっています。

一次産業においては、高齢化が進む中、後継者が不在という大きな課題があり、農水産物の付加価値化と販路拡大により、若者にとっての魅力ある産業として活性化を図っていかねばなりません。一方、小樽市の産業も長引く景気低迷により、大変厳しい雇用情勢が続いています。

地域産業の活性化は、新たな雇用の場を創出し、若者が地域に定住することにもつながることから、周辺町村の魅力ある農水産物を活用した地場産品の商品開発や新たな観光商品の提案が求められています。

**(5) 新たな観光戦略と移住の促進**

小樽市は、観光のまちとして、年間約700万人の観光客が道内外はもちろん、国外からも訪れる都市型観光である一方、関係町村は、ゴルフや果物狩り、温泉、海水浴、スキー、食をテーマにしたイベントなど、多くの魅力的な地域資源を有しています。

しかし、その情報が一体的に圏域内外に発信されていないことや、地域資源が観光資源としての魅力につながることに気づいていない状況です。

今後、豊かな自然や食資源を活用した広域観光の推進など、新たな観光戦略の構築を図る必要があります。

また、各市町村が連携して、豊かな自然や住環境などに関する情報提供を行い、移住促進を図る必要があります。

**(6) 地域づくりを担う人材の育成**

近年、全国の地方自治体では、平成12年の「地方分権一括法」に始まる地方分権の大きな流れを背景に、自主的、自立的な自治体運営が求められています。

限られた、財源と人材の中で、住民のニーズに対応していくためには、地域の多くの資源を効率的・効果的に活用していくことが求められています。

今後、住民との協働による、まちづくりを推進していく上で、情報の共有や住民参加の方法を確立していかなければなりません。

そのためには、職員の意識改革や地域の人材育成が重要であり、持続可能な自立した自治体を形成していくためにも、地域の多くの課題に対し、産・学・官が連携し、広域的な取組を推進していくための人材育成を図る必要があります。

## 第3章 圏域の将来像

### 1 北しりべし定住自立圏の将来像

#### 魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、人、もの、情報が交流する圏域

北しりべし定住自立圏域を構成している市町村は行政面、経済面において深いつながりを有しており、近年、交通網や交通手段の発達により、市町村の境界を意識することなく、往来し、互いの地域資源の恩恵を享受するなど、結びつきはますます強くなっています。

これまでも、広域的な課題解決として、「北しりべし廃棄物処理広域連合」を組織し、ごみ処理を共同で行うなど、一定の成果を上げてきました。

現在、圏域の人口は、減少傾向にあり、高齢化率も全国平均を大きく上回っており、将来に向けて、圏域の維持を考える重要な時期を迎えています。

一方、小樽市には、年間約700万人の観光客が訪れており、近年では、東アジア圏における海外旅行に対する関心の高まりから、多くの外国人観光客も訪れています。

また、後志は「北海道の縮図」と言われているように、魅力あふれる自然環境と新鮮な農水産物に恵まれていることから、広域観光の推進や農水産物の付加価値化による販路の拡大を進めることによって、地域の活性化を図れる大きな可能性を有していると言えます。

圏域の構成市町村の農水産物や観光資源といった地域の魅力ある資源を最大限に活用して、圏域共通の課題に対応していくためには、圏域内の住民・企業・行政が協働・連携し、圏域の地域資源を活用した経済・産業の活性化、圏域内外の住民や観光客などの交流の推進を図るための圏域内の交通・ネットワークの確保が重要です。

また、持続可能な圏域を形成していくためには、高齢者や子育て世代の若者が安心して暮らせるための地域医療の確保や生きがいつくりの環境整備、子育て環境の整備などの取組が必要です。

このような認識の下、小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の北後志6市町村は、新たな広域連携を図ることにより、将来にわたり自立した活力ある圏域の形成に努め、魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、人、もの、情報が交流する活力ある圏域を目指します。

## 2 将来像実現に向けた目標

### (1) 圏域の住民が安心して暮らせる地域づくり

人口減少、少子高齢化が進行している中、圏域の住民が安心して地域に暮らしていくための生活環境整備が求められています。

特に、医療分野においては、関係機関が連携し、初期救急医療の体制を維持し、子どもを安心して産み育てるための、小児救急・周産期医療体制の維持・確保に努めます。

また、圏域内の医師会の協力の下、市立病院・公的病院を中心とした医療情報の電子化及びネットワーク化の構築を図ることにより、圏域の住民が住み慣れた地域で安心して健康的に暮らせる生活環境の向上を目指します。

### (2) 圏域の地域資源を活用し、産・学・官連携による産業の活性化

当圏域を構成している町村の主要産業は農水産業の第1次産業であり、就業人口も高い割合を占めています。しかし、就業者の高齢化や担い手不足など、多くの問題を抱えている状況です。

一方、中心市である小樽市においても、少子高齢化に伴う購買力の低下や消費の低迷によって、有効求人倍率が低水準で推移しており、若者層を中心に市外への流出が懸念されています。

今後、定住を維持するためには、産業の活性化が不可欠であり、小樽市にある高等教育機関を中心に、産・学・官連携を進め、各地域の資源を活用し、差別化を図りながらブランド化を図る取組が重要です。

そのためには、当圏域の構成町村の基幹産業である第1次産業の活性化と、農水産物を活用した、新たな加工品の開発及び圏域の地域資源を活用した観光商品の開発を図ることにより、新たな雇用を生み出す産業基盤の確立を目指します。

### (3) 圏域内の交通の整備

地理的条件が不利な地域において、住民が安心して暮らせるための必要なサービスの提供を行うため、また、圏外との交流を促進するためには、各市町村間の交通手段の確保は不可欠です。

今後、高齢者の通院や通勤・通学など圏域内の住民はもちろん、観光客などの利便性に配慮し、高速道路の整備推進や国道・道道の安全確保について関係機関と連携を図ります。

**(4) 施設の有効活用による圏域内の住民の交流と生きがいつくりの促進**

圏域内外の住民との交流を促進するためには、それぞれの歴史、文化、自然、暮らし、イベントなどの地域の魅力や、圏域内の各施設を有効に利用した生涯学習及びスポーツなどの情報を一体となって情報発信することにより、生涯学習等への参加の機会を提供するとともに、生涯学習やスポーツなどを通じた高齢者の生きがいつくりや健康増進に資する施策の推進に努めます。

**(5) 交流人口の拡大と移住の促進**

年間約700万人の観光客が訪れる小樽市を拠点として、圏域内の豊かな自然や食資源を活用した広域観光の取組を進め、滞在時間の延長によって圏域内における経済波及効果を高めます。

また、移住の促進を図るため、小樽市の取組との連携を図り、イベントへの参加を通じて、効果的に住環境などに関する情報提供を行います。

**(6) 地域を支える人材を育成し、自立した活力ある圏域の形成**

地域に住む住民が自ら暮らす地域の未来に、自ら責任と新しい発想を持ち、限られた資源の中で、魅力ある地域づくりを推進していくためには、行政だけでなく、住民と協働で知恵を出し合いながら取り組んでいかなければなりません。

そのためには、各市町村の職員の意識改革、政策形成能力向上を求めていく一方で、地域の産業や福祉、教育、コミュニティ活動を支える人材の育成・確保に努めます。

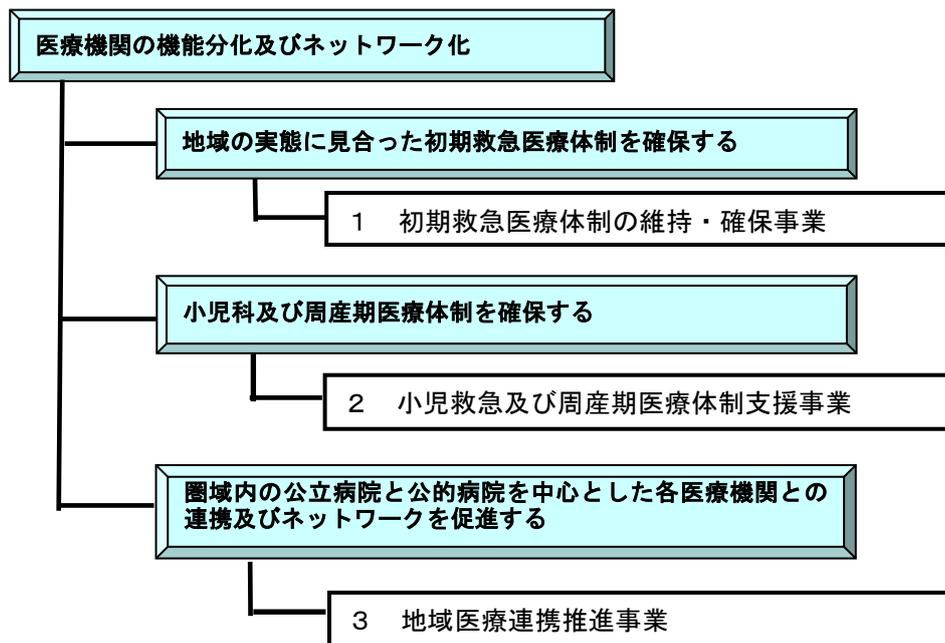


## 第4章 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

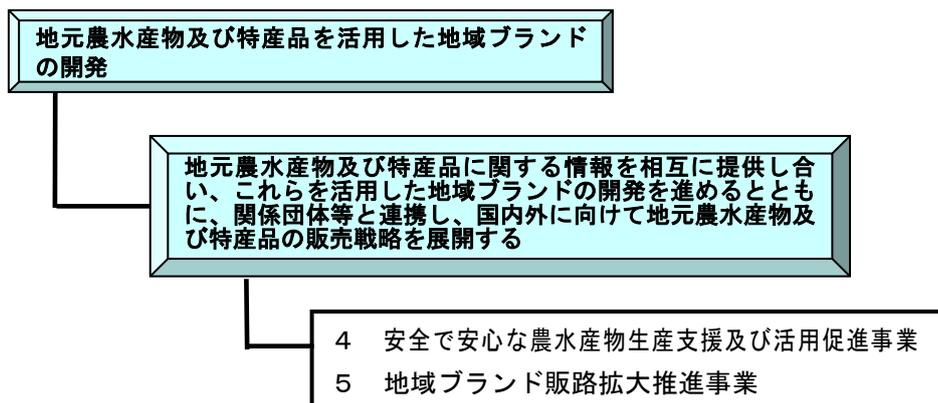
### 1 政策分野別共生ビジョンの体系

#### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

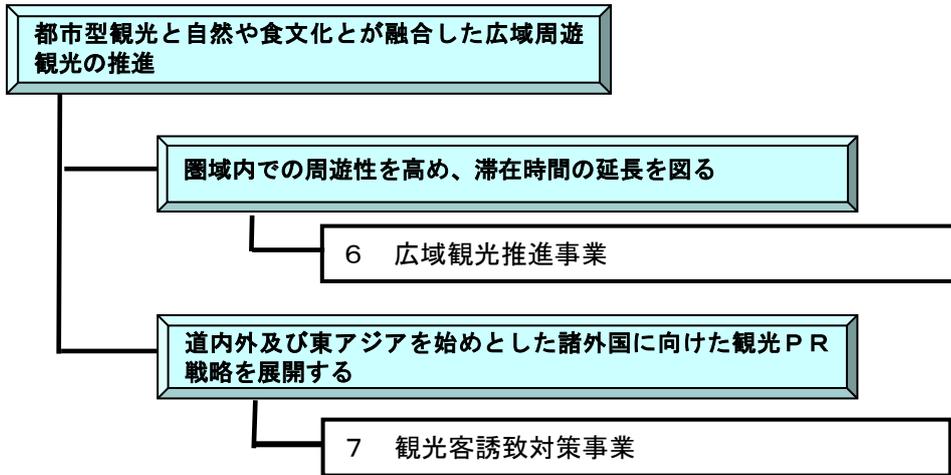
##### ① 医療



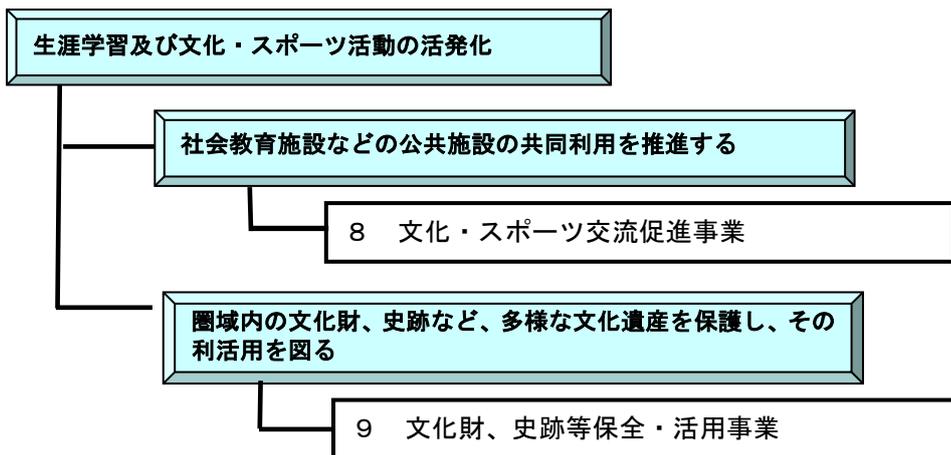
##### ② 産業振興



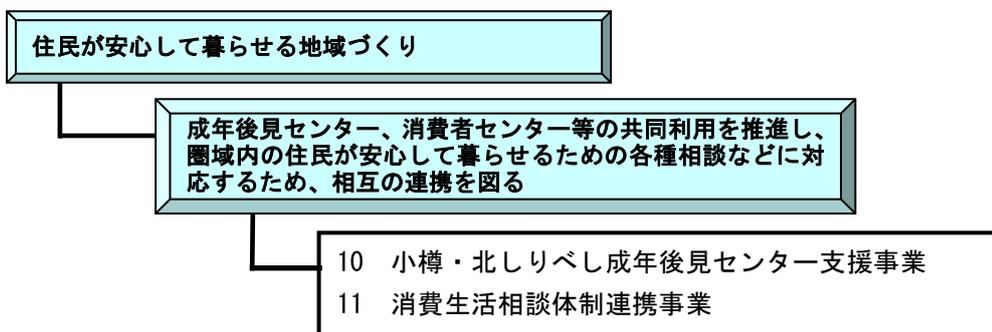
③ 広域観光



④ 教育

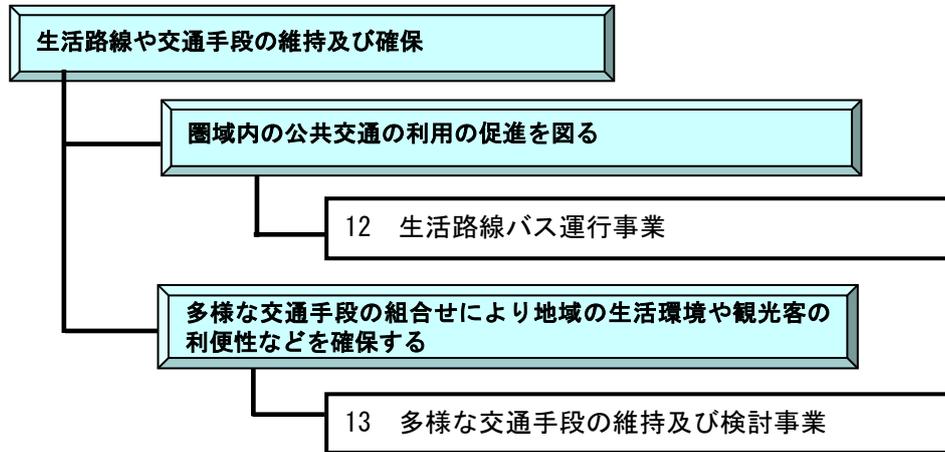


⑤ その他

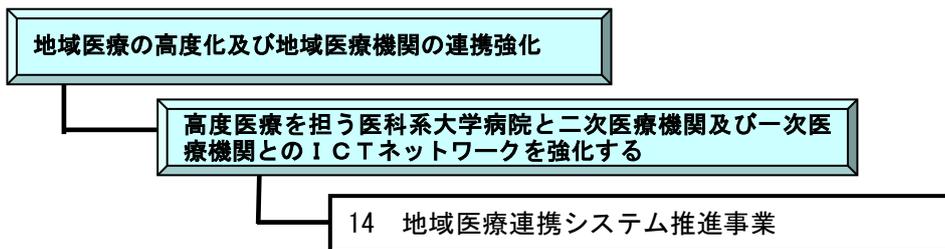


(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

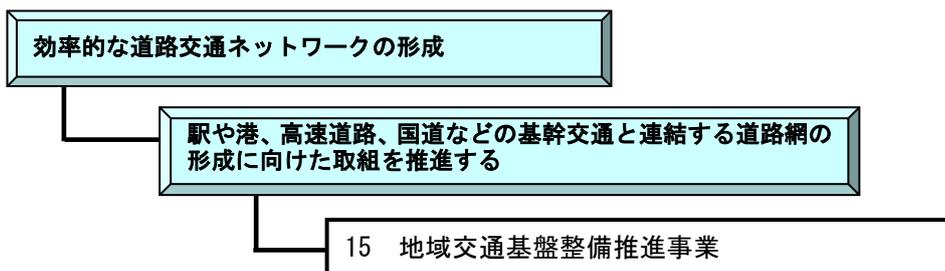
① 地域公共交通



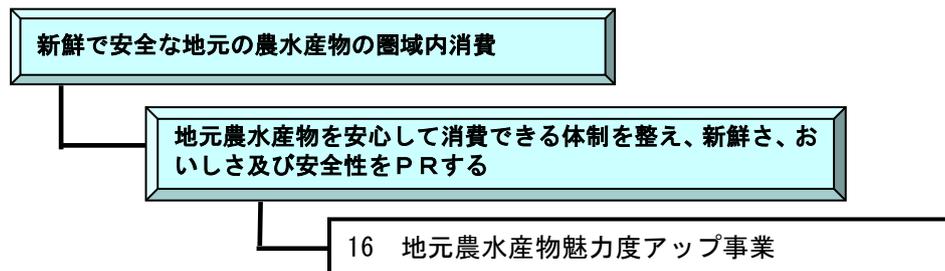
② 情報格差の解消に向けたICT（情報通信技術）インフラの整備



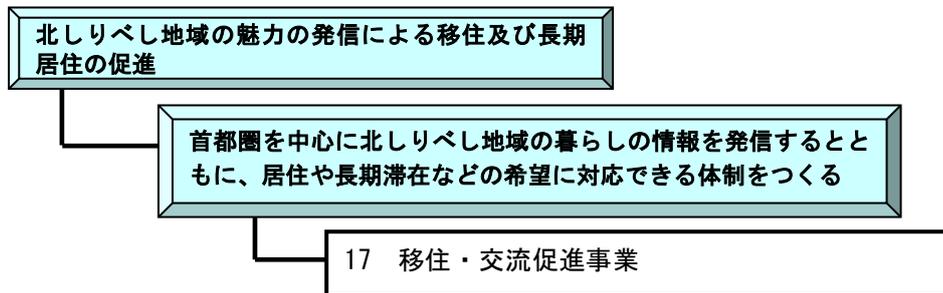
③ 道路等の交通インフラの整備



④ 生産者と消費者との連携による地産地消

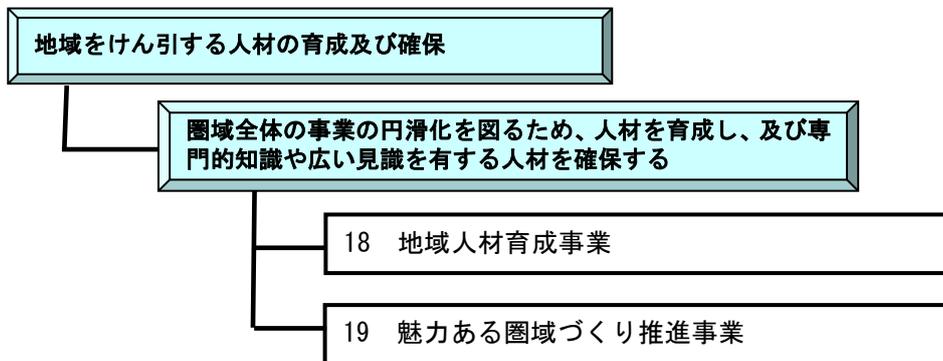


⑤ 地域内外の住民との交流及び移住

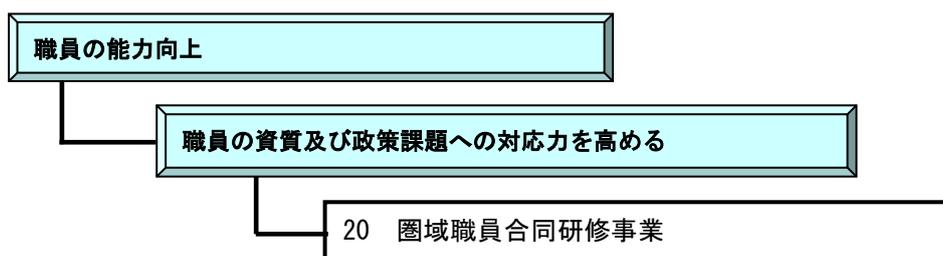


(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

① 人材育成



② 圏域内市町村の職員の能力向上



## 2 生活機能の強化に係る政策分野の事業概要

### (1) 医療

協定書の内容	協定項目・取組事項	医療機関の機能分化及びネットワーク化 (1) 地域の実態に見合った初期救急医療体制を確保する。
	中心市の役割	ア 初期救急医療の需要を把握する。 イ 夜間急病センター、休日夜間当番制など、初期救急医療体制の在り方を検討する。 ウ 圏域に適応した初期救急医療体制を構築する。
	関係町村の役割	小樽市が行う初期救急医療体制を確保するための施策に対し、必要な協力及び支援を行う。
事業の概要		小樽市と余市町が担っている圏域内の初期救急医療体制の維持・確保を図り、圏域内住民による利用状況を把握するとともに、救急医療の啓発を行います。

事業名	1 初期救急医療体制の維持・確保事業	実施主体	全市町村		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初期救急医療体制の維持 小樽市と余市町が担っている圏域の初期救急医療体制(夜間、日曜日や祝日、土曜日の午後の急病患者への対応)に対して、必要な支援を行います。</li> <li>○実態調査及び普及啓発 圏域内の住民による利用実態を把握するとともに、住民が適切に利用するための救急医療の啓発を行います。</li> </ul>				
取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内の初期救急医療体制の維持・確保が図られ、圏域の住民が安心して暮らすことができます。</li> <li>・救急医療の啓発により、圏域内の住民が地域医療の救急体制についての認識が生まれ、適正な利用が期待できます。</li> </ul>				
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	155,024	176,031	328,664	255,630	164,449
充当財源	起債：過疎債				

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。  
参考として、現時点での見込みを記載しています。

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	医療機関の機能分化及びネットワーク化 (2) 小児科及び周産期医療体制を確保する。
	中心市の役割	二次医療機関における小児科、周産期医療体制及び小児科救急医療体制を維持し、継続するため、必要に応じた支援を行う。
	関係町村の役割	小樽市が行う二次医療機関における小児科、周産期医療体制及び小児科救急医療体制を確保するための施策に対し、必要な協力及び支援を行う。
事業の概要		圏域内の二次医療機関における周産期医療体制及び小児科救急医療体制を確保するため、医療機関に対し必要な協力及び支援を行います。

事業名	2 小児救急及び周産期医療体制支援事業	実施主体	全市町村		
事業内容	○小児救急医療体制の維持 小児の救急患者に対する医療を確保するため、小樽市は必要な支援を行うとともに、圏域内の利用実態を調査します。 ○周産期医療体制の支援 圏域構成市町村で圏域内の周産期医療体制を維持するために、必要な支援を行います。				
取組成果	・地域周産期医療センターの役割を担う医療機関の機能強化が図られます。 ・圏域内で将来を担う子供たちが健康に暮らせる環境の整備が図られます。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度 18,491	平成23年度 17,909	平成24年度 23,843	平成25年度 21,995	平成26年度 22,536
充当財源	道補助金、諸収入(負担金)				

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。  
 参考として、現時点での見込みを記載しています。

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	医療機関の機能分化及びネットワーク化 (3) 圏域内の公立病院と公的病院を中心とした各医療機関との連携及びネットワーク化を促進する。
	中心市の役割	一次医療及び二次医療を担う各医療機関の役割と機能を明確にするとともに、医療情報の共有化及びネットワーク化を促進するなど、新たな医療連携体制づくりに取り組む。
	関係町村の役割	医療機関連携やネットワーク化などを円滑に促進するため、関係町村の区域内の医療機関に対し支援を行うとともに、小樽市が行う施策に対し必要な協力を行う。
事業の概要		地域間の医療連携を実現し、圏域内で完結する医療体制を構築するため、地域の医療体制の維持・確保を行い、ネットワークの構築に取り組みます。

事業名	3 地域医療連携推進事業			実施主体	全市町村
事業内容	<p>○地域医療体制の維持・確保 圏域内の住民が安心して暮らせるために、地域に公共医療機関がない町村は民間の病院・診療所の維持・確保に努めます。</p> <p>○ネットワーク化の構築 圏域内において、二次医療までおおむね地域で完結できる医療体制の確立を目指すために、小樽市立病院、公的病院が地域連携クリニカルパスを推進するなど、機能分担の下、ネットワーク化を推進するとともに、小樽市立病院が地域の医療従事者の資質向上を図るための地域医療連携センターとしての機能の充実を図りながら、地域医療体制の維持・確保を行います。</p>				
取組成果	医療機関の役割・機能の効率的分担により、患者にスピーディで最適な医療サービスの提供ができます。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度 80,645	平成23年度 78,368	平成24年度 80,094	平成25年度 105,813	平成26年度 105,585
充当財源	起債：過疎債				

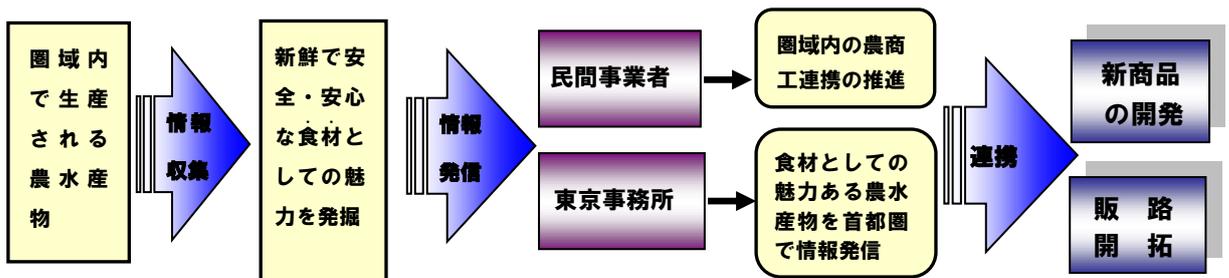
注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。  
参考として、現時点での見込みを記載しています。

(2) 産業振興

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発 地元農水産物及び特産品に関する情報を相互に提供し合い、これらを活用した地域ブランドの開発を進めるとともに、関係団体等と連携し、国内外に向けて地元農水産物及び特産品の販売戦略を展開する。
	中心市の役割	ア 圏域内の農水産物及び特産品、農業漁業体験等の情報などを収集し、関係町村とともに圏域内外を始め国内外に広くPRする。 イ 関係団体等と連携し、関係町村とともに地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドづくりに取り組む。 ウ 圏域内外で実施されるイベント、物産展等に関する情報を関係町村に提供し、共にPR活動や販路拡大に取り組む。 エ 関係団体等と連携し、関係町村とともに海外における市場調査、販路の開拓及び圏域のPRに取り組む。
	関係町村の役割	ア 関係町村の区域内で産出される農水産物及び特産品に関する情報を小樽市に提供して、小樽市とともにそのPRを行い、地域ブランドづくりを推進する。 イ 小樽市とともに地元農水産物及び特産品の国内外における販路拡大に取り組む。
事業の概要		国が進める農商工連携の取組を推進することにより、新商品の開発の促進が図られるとともに、圏域内の農水産物の情報を首都圏に情報発信し、首都圏での活用を図ります。

事業名	4 安全で安心な農水産物生産支援及び活用促進事業	実施主体	全市町村		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域資源の安定生産 農水産物の安定生産を図るため、国や北海道の制度の活用を通じ必要な支援を行います。</li> <li>○地域ブランドの創出 産学官連携や農商工連携など異業種交流の推進により、圏域内の農水産物に付加価値を付ける取組を推進し、地域ブランドの創出を図ります。</li> <li>○情報発信 圏域内の農水産物の魅力を知ってもらうために、札幌圏や首都圏などに対し情報発信を図っていきます。</li> </ul>				
取組成果	圏域内の農水産物の情報の共有により、販路開拓と新商品開発が図られます。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	54,751	57,893	49,527	54,252	57,735
充当財源	起債：過疎債、北海道市町村振興協会助成金				

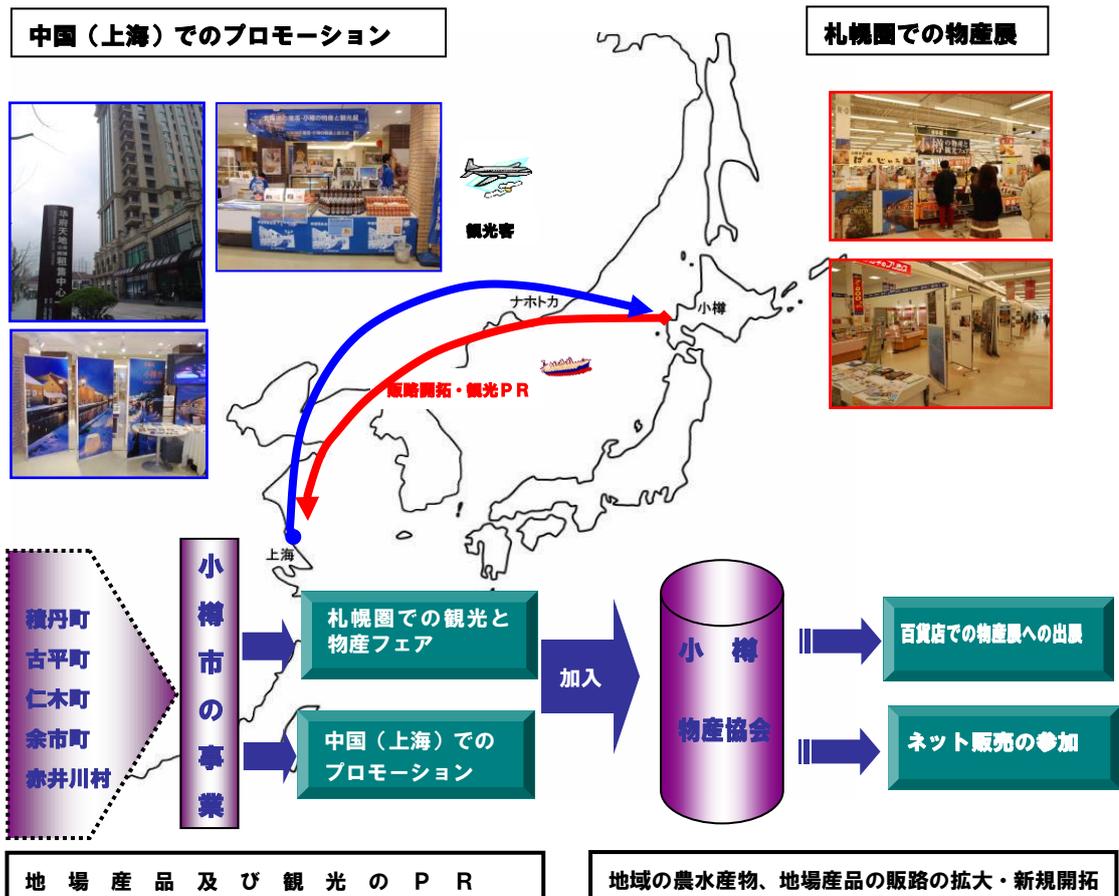
注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。  
参考として、現時点での見込みを記載しています。



事業名	5 地域ブランド販路拡大推進事業				実施主体	全市町村
事業内容	○道内外における販路拡大 札幌圏を中心とした道内外での観光と物産フェアに参加することにより地元の安全・安心な農水産物や特産品の販路拡大と観光PRを図ります。 ○東アジア圏での販路開拓 小樽港と上海が定期コンテナ航路で結ばれていることから、上海を始めとする中国市場においてプロモーションを行うとともに、東アジア圏での新たな市場開拓に向けて調査・研究を行います。					
取組成果	新たな販路拡大策の展開よって「北しりべし」の知名度の向上が図られます。					
年度別事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	4,018	3,343	9,772	12,133	12,580	
充当財源	国庫補助金、道補助金、起債：過疎債					

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。  
 参考として、現時点での見込みを記載しています。

### ■地域ブランド販路拡大推進事業



(3) 広域観光

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	都市型観光と自然や食文化とが融合した広域周遊観光の推進 (1) 圏域内での周遊性を高め、滞在時間の延長を図る。
	中心市の役割	ア 関係団体等と連携し、歴史、文化、食、自然などの地域の資源を生かした観光商品及び観光ルートの開発に取り組む。 イ 関係団体等と連携し、圏域内の交通移動手段及び経路を分かりやすく周知するなど、観光客の周遊しやすい環境づくりを推進する。
	関係町村の役割	ア 関係町村の区域内における歴史、文化、食、自然、交通移動手段など、観光に関する情報を小樽市と共有する。 イ 小樽市と協働して観光商品及び観光ルートの開発に取り組む。
事業の概要		歴史、文化、自然、景観、食、温泉、体験など多くの観光資源を有する本圏域において、これら観光資源の連携を図ることによって、観光客の満足度を高める新しい観光商品を創出します。

事業名	6 広域観光推進事業	実施主体	全市町村		
事業内容	<p>○圏域内の観光情報を発信 圏域は、豊富な自然、歴史、文化、農水産物の資源を有していることから、小樽市を起点とした新たな観光ルートを創出し、札幌圏やクルーズ客船の乗船客に対し、圏域の情報を発信し、圏域内の周遊性を高める取組を推進します。</p> <p>○観光物産センター等での連携 圏域内にある観光物産センターなどを訪れる観光客に対し、圏域内の情報がどこでも提供できるように連携を図ります。</p>				
取組成果	広域的な観光PRを通じて観光客の周遊性を高めることによって波及効果が期待できます。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	52,651	56,152	52,301	67,565	72,319
充当財源	国庫補助金、道補助金、起債：過疎債、ふるさと財団助成金				

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。  
参考として、現時点での見込みを記載しています。

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	都市型観光と自然や食文化とが融合した広域周遊観光の推進 (2) 道内外及び東アジアを始めとした諸外国に向けた観光PR戦略を展開する。
	中心市の役割	関係団体等と連携し、観光客に対する圏域の情報を一元化して、道内、道外及び東アジアを中心とした観光PRを行う。
	関係町村の役割	小樽市と協働して観光PRを行う。
事業の概要		海外からのより一層の観光客の誘致を推進するために、東アジア圏に絞った観光プロモーションを行い、他の地域にないニーズにマッチした観光情報の発信や観光PRを行います。また、外国人が一人でも観光できるような受入れ環境の整備を行います。

事業名	7 観光客誘致対策事業				実施主体	全市町村
事業内容	<p>○観光キャンペーンの実施 小樽市が行う国内外でのキャンペーンに共に参加することより、小樽市の知名度を活用しながら観光客の誘致を図ります。</p> <p>○外国人観光客の誘致 今後、増加が見込まれる中国人観光客の誘致を進めるため、プロモーション活動や広告掲載などにより、情報発信を図る。また、満足度を高めるため、観光案内所での外国語対応やパンフレットの多言語化のほか、言葉の壁を意識することなく過ごせる体制づくりに取り組みます。</p>					
取組成果	知名度や海外留学生など小樽の強みを生かした施策により、効果的な圏域のPRと海外への観光情報の発信と受入れ体制の充実が図られます。					
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	32,750	35,895	30,999	31,122	27,032	
充当財源	国庫補助金、道補助金、起債：過疎債					

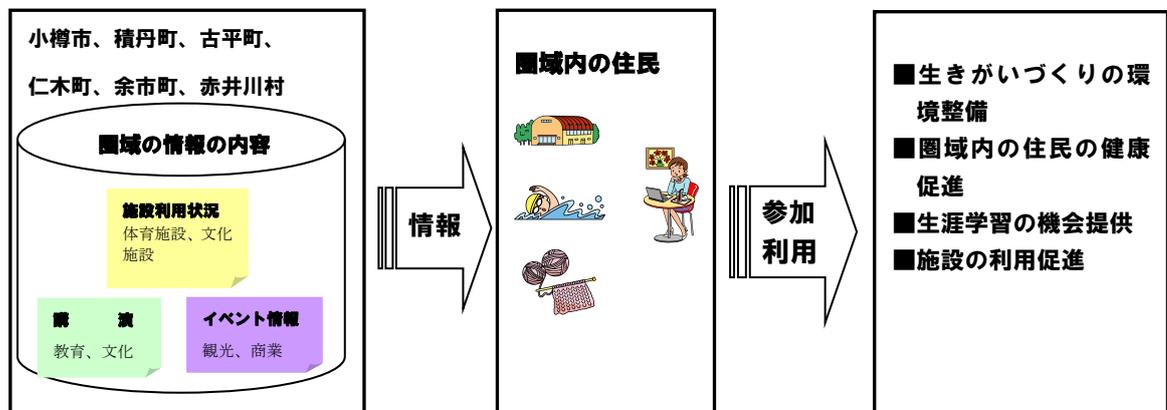
注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。  
参考として、現時点での見込みを記載しています。

(4) 教育

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化 (1) 社会教育施設などの公共施設の共同利用を推進する。
	中心市の役割	ア 市民センター、文学館、美術館、総合体育館等の公共施設の利用案内及びイベント、市民大学講座、各種講演会などの総合的な情報を関係町村に提供する。 イ 市民に対し、圏域全体の公共施設の利用案内及びイベント等の情報を周知する。
	関係町村の役割	ア 関係町村が有する公共施設の利用案内及びイベント等の情報を小樽市に提供する。 イ 区域内の住民に対し、圏域全体の公共施設の利用案内及びイベント等の情報を周知する。
事業の概要		文化活動及びスポーツ活動等の場の拡充を図るため、社会教育施設や体育施設で行われるイベントなどの情報を共有し、住民が講演会などに参加できる機会を提供します。

事業名	8 文化・スポーツ交流促進事業			実施主体	全市町村
事業内容	圏域内の住民にとっての文化活動及びスポーツ活動等の場の拡充を図るため、各市町村で開催される講座や、イベント情報について、ホームページなどを活用して情報を発信するとともに、施設の相互利用を進めるなど、利便性の向上を図ります。				
取組成果	圏域内の住民すべてに文化活動及びスポーツ活動など、参加の機会を提供することで、人づくりとまちの活性化が図られます。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度 535	平成23年度 631	平成24年度 556	平成25年度 499	平成26年度 467
充当財源	起債：過疎債				

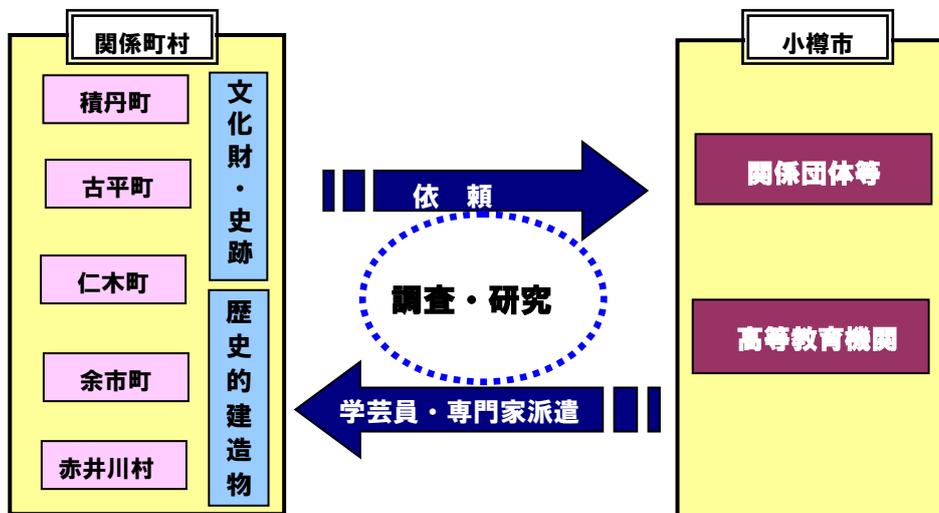
注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。  
参考として、現時点での見込みを記載しています。



協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化 (2) 圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産を保護し、その利活用を図る。
	中心市の役割	圏域内における文化財、史跡など、多様な文化遺産の情報を市民に周知するとともに、共同で文化遺産の調査研究、展示等を行うことにより、その利活用を図る。
	関係町村の役割	区域内の住民に対し、圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産の情報を周知するとともに、小樽市とともにその利活用を図る。
事業の概要		圏域内にある文化財、史跡、歴史的建造物などの保存を行うとともに、共同で多様な文化遺産の利活用を図ります。

事業名	9 文化財、史跡等保全・活用事業			実施主体	全市町村
事業内容	○文化財、史跡などの保全・活用 各市町村にある文化財や史跡、歴史的建造物などについて、有識者、関係団体と連携し、維持・保護を図るとともに、地域資源としての利活用を推進します。				
取組成果	圏域内にある文化財、史跡や歴史的建造物などの保存及び利活用を図ることにより、まちの活性化と新たな観光資源を創出することができます。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度 11,514	平成23年度 10,394	平成24年度 11,549	平成25年度 24,194	平成26年度 36,181
充当財源	国庫補助金、道補助金、 北海道緊急雇用創出推進事業、特別交付税(総務省地域おこし協力隊)				

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。  
参考として、現時点での見込みを記載しています。



(5) その他

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	住民が安心して暮らせる地域づくり 成年後見センター、消費者センター等の共同利用を推進し、圏域内の住民が安心して暮らせるための各種相談などに対応するため、相互の連携を図る。
	中心市の役割	ア 成年後見センターを整備し、権利擁護の相談や利用支援を行う。 イ 消費生活に関する情報を関係町村に提供するとともに、消費者センターの共同利用について検討する。 ウ 圏域内の住民の各種相談に対応する環境整備について、必要に応じて検討する。
	関係町村の役割	ア 区域内の住民に対し、小樽市が整備する成年後見センターの概要などを周知するとともに、その利用に関し、必要に応じた支援を行う。 イ 区域内の住民に対し、小樽市からの消費生活に関する情報を提供するとともに、消費者センターの共同利用について、小樽市と検討する。 ウ 小樽市が行う各種相談業務を関係町村の地域の住民が利用できるよう、その環境整備について、必要に応じて小樽市と検討する。
事業の概要		圏域内の住民の権利擁護の相談や利用支援を行うため、成年後見センターを運営する小樽市社会福祉協議会を支援するとともに、小樽市消費者センターの共同利用の推進に努めます。

事業名	10 小樽・北しりべし成年後見センター支援事業		実施主体	全市町村	
事業内容	圏域構成市町村は、小樽市社会福祉協議会が運営する小樽・北しりべし成年後見センターにおいて、権利擁護の相談などの機能充実と、市民後見人の育成を図るための必要な支援を行います。				
取組成果	認知症や、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分で、なおかつ資産がない方や少ない方の権利を守り、地域で安心して生活できる環境を整備することができます。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	8,579	13,845	22,612	22,632	23,697
充当財源	国庫補助金、道補助金、基金繰入金				

事業名	11 消費生活相談体制連携事業		実施主体	全市町村	
事業内容	消費生活関連の多様化・複雑化したトラブルを回避するために、圏域内の住民が小樽市消費者センターで消費生活に関する相談を受けられる体制を図ります。				
取組成果	よりきめ細かく消費者相談ニーズに対応することができます。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	9,272	11,414	10,137	9,858	9,174
充当財源	道補助金				

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。  
参考として、現時点での見込みを記載しています。

●小樽・北しりべし成年後見センター

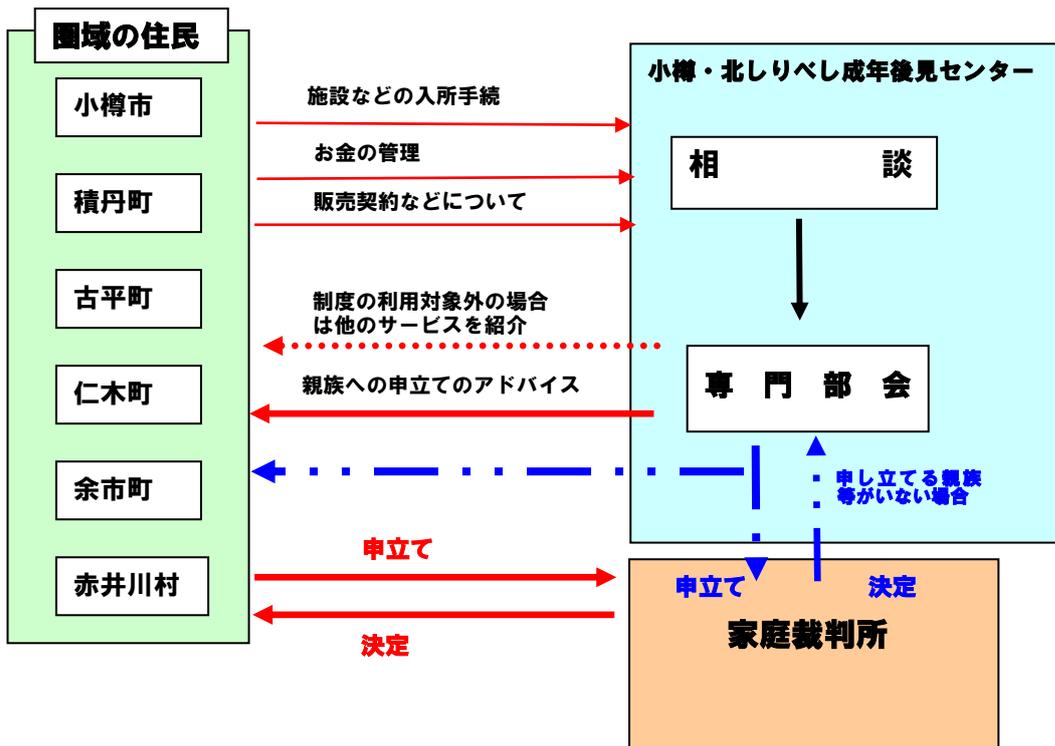
<成年後見事業>

認知症や、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方に対し、適切な支援を行うことにより、住み慣れた地域で安心して生活、また、尊厳ある生き方ができるように支援します。

小樽・北しりべし成年後見センターが対応する成年後見制度の利用対象者は、北後志圏域6市町村（小樽市、積丹町、古平町、余市町、仁木町、赤井川村）にお住まいの方になります。



【小樽・北しりべし成年後見センターの概念図】



### 3 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業概要

#### (1) 地域公共交通

協 定 書 の 内 容	協定項目・ 取組事項	生活路線や交通手段の維持及び確保 (1) 圏域内の公共交通の利用の促進を図る。
	中心市の役割	ア 駅やフェリーターミナル、病院、観光地、商店街などとのアクセス向上のため、路線バスの分かりやすく、利用しやすい経路やダイヤ案内、雪や寒さを防ぐバスシェルターの整備などの取組を支援する。 イ 関係団体等と協力し、公共交通の利用促進の啓発活動を行う。
	関係町村の役割	ア 住民の移動動態を把握し、バス路線の効率的な運行経路、運行時間等について、小樽市に情報を提供する。 イ 小樽市と連携し、公共交通の利用促進の啓発活動を行う。
事業の概要		生活の移動手段として自動車が必要な役割を担っているものの、その一方で、高齢者や学生など、自動車を運転しない市民にとって、バスなどの公共交通は日常生活に欠かせない交通手段となっていることから、関係事業者と調整を図り、通勤・通学、通院などに必要な生活交通の維持・確保を行うとともに、公共交通の利用向上について調査・研究を行います。

事業名	1 2 生活路線バス運行事業				実施主体	全市町村
事業内容	○生活路線バスの確保 関係町村の住民が町村内の病院・診療所や中心市である小樽市の都市機能を利用するため、日常生活に必要な路線バスの維持・確保を図ります。 ○圏域における地域に見合った地域公共交通の在り方の検討 高齢化が進展する中、生活機能の維持を図るために、圏域間の公共交通の在り方等について検討します。					
取組成果	公共交通ネットワークを維持することにより、中心市である本市の病院や、商業施設といった都市機能を広域的に利用することができ、生活に必要な交通手段を維持することができます。					
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	24,671	26,675	28,176	32,317	32,513	
充当財源						

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。  
参考として、現時点での見込みを記載しています。

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	生活路線や交通手段の維持及び確保 (2) 多様な交通手段の組合せにより、地域の生活環境や観光客の利便性などを確保する。
	中心市の役割	公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない地域や時間帯での交通アクセスについて、デマンドタクシーやレンタカーなどを組み合わせた多様な交通移動手段の利用も考慮した総合的な交通体系を構築する。
	関係町村の役割	小樽市と連携し、総合的な交通体系の構築に取り組む。
事業の概要		地域住民の通院などの交通手段の確保のため、公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない交通アクセスの維持確保のため、関係する事業への補助を行うとともに、関係町村にある交通手段の実態を把握します。

事業名	13 多様な交通手段の維持及び検討事業		実施主体	全市町村	
事業内容	○デマンドタクシー等の維持 現在、公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない地域での診療所などへの交通手段の確保を行います。 ○多様な交通手段の活用の検討 圏域住民及び観光客などの利便性向上のため、多様な交通手段の活用について検討を行います。				
取組成果	地域の生活交通の維持が図られます。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	7,834	8,324	8,485	9,183	10,494
充当財源					

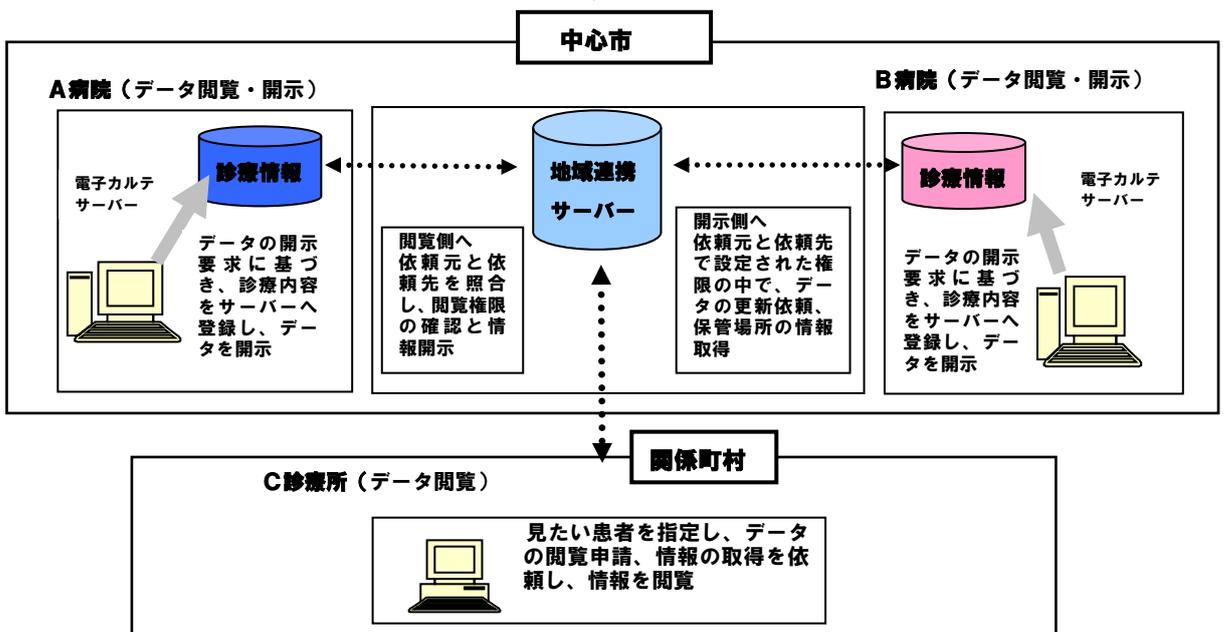
注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。  
参考として、現時点での見込みを記載しています。

(2) 情報格差の解消に向けたICT（情報通信技術）インフラの整備

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化 高度医療を担う医科系大学病院と二次医療機関及び一次医療機関とのICTネットワークを強化する。
	中心市の役割	ア 医療機関のオーダーリングシステム、電子カルテなどの電子化に伴い、画像等の患者情報を必要とする医療機関に瞬時に転送できるICTシステムの導入に取り組む。 イ 遠隔地画像診断システムの導入について、調査研究を始める。
	関係町村の役割	ICTネットワークの強化に当たり、区域内の関係医療機関と調整する。
事業の概要		各医療機関とのICTネットワークの構築を図ることにより、患者の診療情報の共有化を図ります。

事業名	14 地域医療連携システム推進事業				実施主体	全市町村
事業内容	○医療機関相互のネットワークシステムの構築 地域医療における病院・診療所の連携を図るため、インターネットを介して患者診療情報を共有する地域医療連携システムを導入し、地域医療体制の維持・確保を図ります。					
取組成果	中心市の病院と関係町村にある病院・診療所の連携により、地域医療体制の維持・確保が図られます。					
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	—	—	—	—	—	
充当財源						

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。  
参考として、現時点での見込みを記載しています。



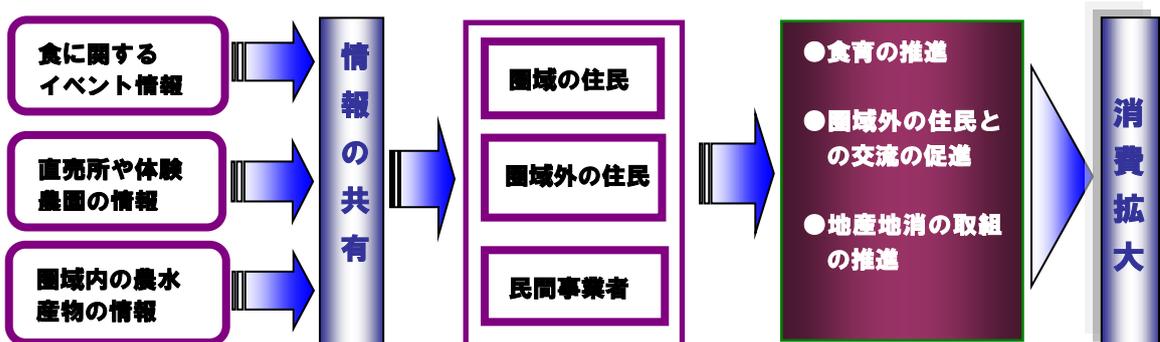


(4) 生産者と消費者との連携による地産地消

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	新鮮で安全な地元農水産物の圏域内消費 地元農水産物を安心して消費できる体制を整え、新鮮さ、おいしさ及び安全性をPRする。
	中心市の役割	ア 圏域内の農業者及び漁業者とホテル等の飲食店の調理人とが連携して実施する取組（味覚フェスティバル等の開催）を支援し、圏域内の食材や調理方法のPRを行う。 イ 区域内の商業施設で行われる産地直売イベントに参加し、圏域内の新鮮で安全な地元農水産物のPRを行い、販売促進に協力する。
	関係町村の役割	ア 生産者とホテル等の飲食店の調理人とが連携して実施する取組を小樽市と協力して支援する。 イ 産地直売イベントに参加するとともに、地元の公共施設や集客施設などを活用して、圏域内の新鮮で安全な地元農水産物のPRを行い、販売促進に協力する。
事業の概要		圏域内で生産される新鮮で安心・安全な農水産物や加工品を広く地域住民に周知を図るとともに、イベントの開催や商業施設で開催される産地直売に参加し、消費拡大を図ります。

事業名	16 地元農水産物魅力度アップ事業	実施主体	全市町村		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○圏域内の農水産物に関する情報の収集と発信 各市町村が地元で生産される農水産物の魅力を知ってもらうために開催しているイベントや圏域内で生産される農水産物、直売所、体験農園などの情報を収集し、圏域内外に発信します。</li> <li>○イベントへの参加 圏域内の商業施設等で開催されるイベントに参加し、圏域内で生産される農水産物の魅力を知ってもらい、消費拡大を図ります。</li> <li>○食育の推進 健全な食生活の実現、食文化の継承の観点から、地域の食材に関する様々な知識の向上と地域の食材の活用を推進するための取組を行います。</li> </ul>				
取組成果	圏域内の地産地消の取組や農商工連携の取組を推進することにより、圏域内で生産される食材の魅力を知ってもらうことで、消費拡大による地域経済の活性化につながります。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度 6,955	平成23年度 10,885	平成24年度 8,150	平成25年度 14,642	平成26年度 13,069
充当財源	国庫補助金、起債：過疎債、北海道市町村振興協会助成金				

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。  
参考として、現時点での見込みを記載しています。

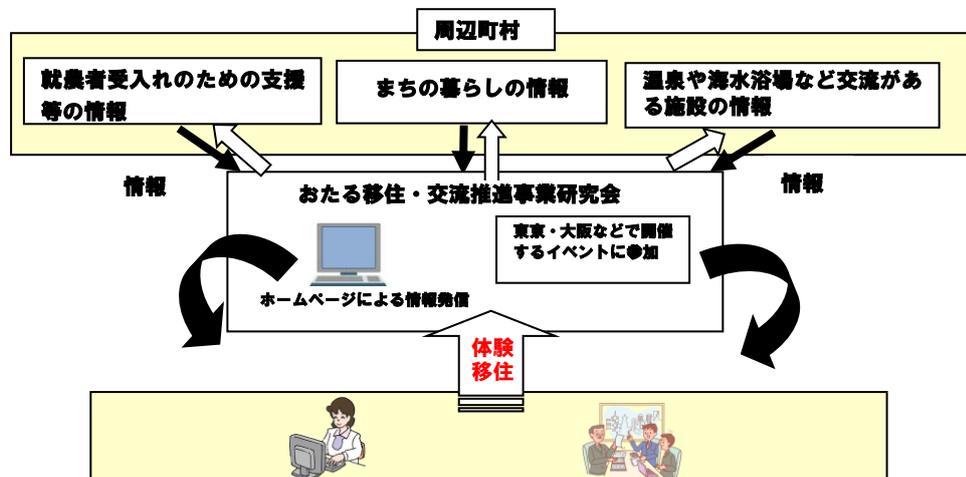


(5) 地域内外の住民との交流及び移住

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	北しりべし地域の魅力の発信による移住及び長期居住の促進 首都圏を中心に北しりべし地域の暮らしの情報を発信するとともに、居住や長期滞在などの希望に対応できる体制をつくる。
	中心市の役割	ア 東京や大阪などの大都市に加え、札幌周辺の都市において、北しりべし地域の自然や気候、産業、住宅、物価、イベントなど、暮らしに関する情報を発信する。 イ 北しりべし地域への居住や季節居住、二地域居住などの希望に対応できるよう宿泊施設や不動産業者と連携して取り組む。
	関係町村の役割	区域内における暮らしに関する情報やイベント情報などを小樽市とともに発信し、居住体験や長期滞在を推進する。
事業の概要		ホームページや首都圏で開催されるイベントの参加により、首都圏を中心に暮らしの情報や観光、食の魅力情報を発信するとともに、移住体験への参加を促し、圏域の魅力の周知を図ります。

事業名	17 移住・交流促進事業				実施主体	全市町村
事業内容	○交流施設の運営 温泉施設及び自然体験施設など、多くの人たちが集まる温泉施設やキャンプ場などを運営し、圏域内外の住民との交流を図ります。 ○移住促進 「おたる移住・交流推進事業研究会」で展開している事業において、小樽市のほか、関係町村の地域の魅力や暮らしの情報、移住体験、就農者を受け入れるための支援等、定住促進の取組をホームページで情報発信するとともに、首都圏等で開催されるイベントで紹介します。					
取組成果	広域的な視点での暮らしの情報を提供することができ、交流・移住促進につながります。					
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	244,925	26,521	34,765	47,691	55,160	
充当財源	国庫補助金、起債：過疎債、北海道市町村振興協会助成金					

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。  
参考として、現時点での見込みを記載しています。



4 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の事業概要

(1) 人材育成

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	地域をけん引する人材の育成及び確保 圏域全体の事業の円滑化を図るため、人材を育成し、及び専門的知識や広い見識を有する人材を確保する。
	中心市の役割	ア 国立大学法人小樽商科大学との包括的な連携協定に基づき開催される研修、交流などに際し、関係町村の職員等に参加の機会を提供する。 イ 区域内の高等教育機関が実施する公開講座、政策研究、企業経営相談などの事業について、関係町村に情報を提供する。 ウ 専門的知識や広い見識を有する人材を確保するため、民間企業等の経験者の職員採用や北海道等の自治体職員との相互人事交流を進める。
	関係町村の役割	小樽市から情報提供があった公開講座等について、必要に応じ、職員や関係者を派遣する。
事業の概要		小樽市や各団体が主催する講演会のほか、小樽市内の高等教育機関が実施する公開講座などを圏域内の住民にも参加できる機会を提供し、広く見識を有した人材を育成します。

事業名	18 地域人材育成事業				実施主体	小樽市
事業内容	○各種セミナーの開催 小樽市が開催する対岸貿易セミナーや、市民公開講座、異業種交流グループが行うオープンセミナーのほか、市内の高等教育機関が実施する公開講座などを圏域内の企業や住民が参加できる機会を提供し、人材育成を図ります。					
取組成果	将来、圏域を担う人材を育成することができます。					
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	41	59	—	—	—	
充当財源						

事業名	19 魅力ある圏域づくり推進事業				実施主体	小樽市
事業内容	○北しりべし住民会議(仮称)の設置 魅力ある圏域づくりを行うために、各地域の各分野で活躍している人材の連携を推進し、地域課題の発見と解決を図るための場の創出を図ります。					
取組成果	持続可能な圏域を形成するための事業が円滑に進めることができ、地域課題の解決が図られます。					
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	—	—	—	—	—	
充当財源						

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。  
参考として、現時点での見込みを記載しています。

(2) 圏域内市町村の職員の能力向上

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	職員の能力向上 職員の資質及び政策課題への対応力を高める。
	中心市の役割	小樽市が実施する職員研修に関する情報を関係町村に提供し、関係町村の職員が参加する機会を設けるとともに、圏域内市町村において、合同研修を開催する。
	関係町村の役割	小樽市が実施する職員研修に必要なに応じて職員を参加させるとともに、小樽市と連携して合同研修を開催する。
事業の概要		圏域内における各自治体間の職員の連携強化を図るため、小樽市が実施する職員研修に関係町村の職員が参加する機会を設けます。

事業名	20 圏域職員合同研修事業				実施主体	小樽市
事業内容	圏域内の自治体職員の資質や能力向上を図るため、合同で研修会を開催します。					
取組成果	地域の課題が複雑化・多様化している中で、地域住民の要望に対応できるよう圏域の職員を対象に合同で研修を行うことにより、職員の資質と能力の向上が期待できます。					
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	268	—	—	—	—	
充当財源						

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。  
参考として、現時点での見込みを記載しています。



## 実施事業一覽

---

---

# ①生活機能の強化

## ○医療

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
<b>1 初期救急医療体制の維持・確保事業</b>				<b>155,024</b>	<b>176,031</b>	<b>328,664</b>	<b>255,630</b>	<b>164,449</b>		
小樽市	協定書別表第1 1	夜間急病センター管理 代行業務	夜間急病患者の救急診療を円滑に行うため、管理運営に対する小樽市医師会への委託	148,000	140,000	150,000	150,000	157,300		
小樽市	協定書別表第1 1	在宅当番医制事業委託	土曜日及び休日における第一次救急医療体制の確保のための在宅当番制に対する小樽市医師会への委託	4,377	4,377	4,377	4,377	4,502		
小樽市	協定書別表第1 1	新夜間急病センター建設事業	夜間急病センターの移転新築を行い、夜間救急医療の確保を図る(平成25年7月供用開始)	—	29,007	171,640	98,606	—	起債：過疎債	
余市町	協定書別表第1 1	病院群輪番制負担金	町内の病院群による輪番制方式により、休日・夜間等における診療を受け入れる体制の整備事業に対する負担金	2,647	2,647	2,647	2,647	2,647		
<b>2 小児救急及び周産期医療体制支援事業</b>				<b>18,491</b>	<b>17,909</b>	<b>23,843</b>	<b>21,995</b>	<b>22,536</b>		
小樽市	協定書別表第1 1	小児救急医療支援事業	第一次救急医療施設で処置できない小児救急患者に対する医療の確保	9,321	9,159	9,243	9,255	9,256	道補助金	
小樽市	協定書別表第1 1	周産期医療支援事業	圏域内の周産期医療の維持・確保のための補助	7,700	7,200	13,050	11,610	12,150	諸収入(負担金)	
積丹町	協定書別表第1 1	周産期医療支援事業	圏域内の周産期医療の維持・確保のための補助	110	150	130	110	70		
古平町	協定書別表第1 1	周産期医療支援事業	圏域内の周産期医療の維持・確保のための補助	170	150	150	110	130		
仁木町	協定書別表第1 1	周産期医療支援事業	圏域内の周産期医療の維持・確保のための補助	250	130	250	110	210		
余市町	協定書別表第1 1	周産期医療支援事業	圏域内の周産期医療の維持・確保のための補助	830	1,050	930	690	670		
赤井川村	協定書別表第1 1	周産期医療支援事業	圏域内の周産期医療の維持・確保のための補助	110	70	90	110	50		

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
<b>3 地域医療連携推進事業</b>				<b>80,645</b>	<b>78,368</b>	<b>80,094</b>	<b>105,813</b>	<b>105,585</b>		
古平町	協定書別表第1 1	小樽掖済会病院古平診療所運営費補助事業	小樽掖済会古平診療所運営経費に対する補助	21,758	20,000	20,617	47,783	49,991	H26起債：過疎債49,990千円	
余市町	協定書別表第1 1	余市協会病院建設補助	建設費借入金に係る元利償還金に対する補助	26,699	26,163	25,594	25,041	24,488		
余市町	協定書別表第1 1	余市協会病院医療研究補助	余市協会病院に対する医療研究活動に対する補助	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200		
赤井川村	協定書別表第1 1	赤井川診療所運営事業	赤井川診療所の管理・運営	28,988	29,005	30,683	29,789	27,906		
小樽市	協定書別表第1 1	クリニカルパスによる医療連携事業	クリニカルパスにより、科学的根拠に基づいた処置や治療により、医療の標準化を図り、各医療機関で共有し、連携を推進する	—	—	—	—	—		
小樽市	協定書別表第1 1	地域医療連携センター機能充実事業	地域の医療従事者の資質向上を図るための取組を推進する	—	—	—	—	—		
<b>合 計</b>				<b>254,160</b>	<b>272,308</b>	<b>432,601</b>	<b>383,438</b>	<b>292,570</b>		

### ○産業振興

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
<b>4 安全で安心な農水産物生産支援及び活用事業</b>				<b>54,751</b>	<b>57,893</b>	<b>49,527</b>	<b>54,252</b>	<b>57,735</b>		
小樽市	協定書別表第1 2	農産物ブランド推進事業費補助	「北のクリーン農産物表示制度」の活用によるブランドの取組	1,000	730	657	—	—		
小樽市	協定書別表第1 2	後志管内水産加工品評会実行委員会補助	小樽市、余市町、岩内町、古平町、積丹町、寿都町の6市町と小樽水産加工振興協議会で構成する実行委員会に対する補助	100	—	100	—	—	起債：過疎債	
小樽市	協定書別表第1 2	水産物ブランド化推進事業費	「小樽水産加工品ブランド推進委員会」が行う水産加工グランプリや水産加工品の情報発信、販路・消費拡大等の取組に対する補助	—	—	—	—	1,045	北海道市町村振興協会助成金	
積丹町	協定書別表第1 2	安全で安心な農産物生産支援事業	家畜ふん尿を利用した土づくり事業や牛乳の品質向上対策事業を実施する農業者への支援を行う	6,458	5,041	4,854	4,557	4,594		乳質改善対策事業、家畜ふん尿利活用推進事業、乳牛検定組合運営事業
積丹町	協定書別表第1 2	安全で安心な水産物生産支援事業	資源の維持・増大のためのウニ種苗、ニシン稚魚放流や浅海資源を守るための監視活動を行う漁業者への支援を行う	3,456	3,490	4,593	5,288	4,565		資源放流増殖事業、密漁防止対策事業、漁場環境保全推進事業

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
古平町	協定書別表第12	安全で安心な水産物生産支援事業	資源の維持・増大のためのウニ種苗、ニシン稚魚放流、ヒラメ稚魚放流の支援を行う	1,582	2,349	2,885	1,768	1,956		
仁木町	協定書別表第12	水稻育苗・花卉ハウス導入事業	10a以内のハウスの導入を補助することにより、高品質な農作物の生産及びブランド化と安定的な供給を図る	13,640	20,000	3,223	4,000	13,496		
仁木町	協定書別表第12	地力増進対策事業補助	土作りを基盤に生産力を図るため、堆肥導入に対する助成	1,800	1,800	3,999	4,000	3,990		
仁木町	協定書別表第12	農業振興補助	農業用廃プラスチックの適正な処理を促すため及びブランド産地確立のための補助	1,083	1,171	999	1,000	1,000		
仁木町	協定書別表第12	桜桃結実促進事業	主要品種に対して交配親和性のある桜桃苗木の購入に要する経費を補助	—	—	—	1,000	137		
余市町	協定書別表第12	果樹奨励新品種植栽事業補助	生産出荷組合に対する助成	300	300	300	0	300		
余市町	協定書別表第12	浅海増殖事業補助	ウニ・アワビ種苗、ニシン稚魚放流事業に対する補助	6,311	6,311	6,311	6,311	6,311		
余市町	協定書別表第12	淡水増殖事業補助	鮎稚魚放流事業に対する補助	700	700	700	700	700		
赤井川村	協定書別表第12	新規就農者育成支援特別対策事業	新規就農者の初期投資軽減と経営基盤確立を図るため、新規就農者のハウス施設を導入経費に対する助成	—	—	2,219	0	0		
赤井川村	協定書別表第12	交配用蜜蜂導入事業補助	メロン、かぼちゃ、イチゴ等の花粉交配作業の省力化を図るため、交配用蜜蜂の導入経費に対する助成	840	967	1,147	1,132	1,142		
赤井川村	協定書別表第12	土づくり対策事業補助	パークたい肥等の購入・運搬に要する経費に対する助成	8,134	7,600	7,600	7,600	8,000		
赤井川村	協定書別表第12	農業用廃プラスチック回収事業補助	農業用廃プラスチックの生産者による自主回収体制を確立するため、回収・処理費用に対する助成	310	349	322	274	289		
赤井川村	協定書別表第12	農業振興センター運営事業補助	農家負担軽減、振興作物の試験栽培によるリスク軽減などのために運営されている農業振興センターの運営経費に対する助成	7,905	5,555	7,310	7,516	6,294		
赤井川村	協定書別表第12	次世代農業者組織活動支援事業補助金	次世代農業者の育成を目的に、農業後継者等が組織する団体が実施する創意工夫ある活動に対する経費の一部を助成	164	481	263	213	439		
赤井川村	協定書別表第12	がんばる農業後継者育成支援事業補助金	農業後継者が意欲的に参加する各種研修・視察経費や農業経営に必要とする資格取得経費の一部を助成	245	0	50	0	0		

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
赤井川村	協定書別表第12	農業団体・部会活動支援事業補助金	農作物の品質・技術の向上や販路拡大を推進するための取組に対して経費の一部を助成	—	—	900	900	471		
赤井川村	協定書別表第12	融雪促進対策事業補助金	豪雪地帯である本村の立地条件を克服し、地温の確保及び春耕作業の条件整備を図るため、融雪剤に対する助成	723	1,049	1,095	1,035	1,145		
赤井川村	協定書別表第12	ハウス導入事業補助金	ハウスを有効利用し安定経営を推奨し、作物の増産、所得の向上を図るため、ここ数年の原油価格等の高騰によりハウスの価格も高騰している、施設野菜用及び育苗用のハウスの新設・更新・増設に係る費用の一部を村が助成	—	—	—	6,958	1,861	起債：過疎債	
<b>5 地域ブランド販路拡大推進事業</b>				<b>4,018</b>	<b>3,343</b>	<b>9,772</b>	<b>12,133</b>	<b>12,580</b>		
小樽市	協定書別表第12	小樽ブランド販路拡大推進事業	北海道内外での百貨店で開催される物産展への参加などによる地場産品のPRを図る	470	310	358	449	478	起債：過疎債	
小樽市	協定書別表第12	地域経済交流促進事業費補助	隣接する札幌市内の量販店において、小樽市内及び後志管内で生産されている地場産品のPR及び観光情報を発信する	500	400	400	400	400		
小樽市	協定書別表第12	アンテナショップ展開事業	東京都板橋区ハッピーロード大山商店街振興組合が運営する「全国ふる里ふれあいショップ運営事業」に参加し、首都圏において、地場産品の継続的な紹介と販路の確保を図る	648	591	634	633	621	起債：過疎債	
小樽市	協定書別表第12	東アジア等・マーケット開拓事業	上海の商業施設等において、地場産品の販売・観光PRを行うための補助	2,400	—	—	—	—	道補助金	
小樽市	協定書別表第12	東アジア等販路拡大支援事業	東アジア等に向けて、地場産品の販路拡大を行う市内企業に対し、輸出関連経費や商談会・展示会出展経費の一部を補助	—	1,548	1,030	510	575		
小樽市	協定書別表第12	北しりべし定住自立圏地域資源情報発信事業(商品開発に関するマーケティングセミナー開催事業)	生産者や異業種交流団体等を対象に地場の食材を活用した商品開発に関するセミナーを開催し、商品開発の促進を図る	—	494	—	—	—	国庫補助金	
小樽市	協定書別表第12	「小樽産品」販路拡大支援事業	食料品バイヤーが多く集まる道外の大規模展示会への出展事業等を行う実行委員会に対する補助及び小樽物産協会の物産展拡充の取組(新規会場開拓・セレクトショップの展開)に対する補助	—	—	—	3,148	3,513	道補助金	
小樽市	協定書別表第12	小樽ブランド力推進事業	顧客目線を重視した既存商品の磨き直しや新商品の開発、販路確保のコーディネート等、地場産品のブランド力向上のための取組を行う	—	—	7,350	6,993	6,993	道補助金	
<b>合 計</b>				<b>58,769</b>	<b>61,236</b>	<b>59,299</b>	<b>66,385</b>	<b>70,315</b>		

○広域観光

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
<b>6 広域観光推進事業</b>				<b>52,651</b>	<b>56,152</b>	<b>52,301</b>	<b>67,565</b>	<b>72,319</b>		
小樽市	協定書別表第13	観光と食のブランド推進事業	本市の魅力高める方策として、グルメ情報の発信を行い、新しい、まちの魅力を発見するとともに、観光客の滞在時間延長を図る	956	—	—	8,440	—	H25ふるさと財団助成金	
小樽市	協定書別表第13	観光物産プラザ運営業務	観光物産プラザの運営業務委託(指定管理)	6,889	6,889	6,889	6,889	7,045		
小樽市	協定書別表第13	観光協会運営費補助	観光のまち小樽の観光客誘致促進のための観光協会に対する補助	7,500	7,600	8,380	7,800	11,100	起債：過疎債	
小樽市	協定書別表第13	クルーズ客船寄港促進事業	首都圏でクルーズ客船船社や代理店等を対象とした小樽港セミナーを開催する	—	215	—	—	—	国庫補助金	
小樽市	協定書別表第13	小樽港クルーズ推進事業	小樽港へのクルーズ客船の寄港促進を図るため、「小樽港クルーズ推進協議会」を設置し、小樽・北後志地域の情報発信やセミナー開催等を行う	—	—	—	5,662	12,447	H26道補助金	
小樽市	協定書別表第13	北しりべし定住自立圏地域資源情報発信事業(圏域内直売所が「トマップ」作成事業)	圏域内や札幌圏の住民に対して圏域内の農産物や、これらを活用した加工品等が購入できる直売所を紹介し、圏域内の交流人口の拡大を図る	—	473	50	397	286	H23国庫補助金	
小樽市	協定書別表第13	北しりべし定住自立圏地域資源情報発信事業(「FMおたる」を活用した周辺地域の情報発信事業)	小樽市のFM放送局を活用し、小樽市民に対して圏域構成町村の食に関するイベント等の情報を提供する	—	294	—	—	—	国庫補助金	
小樽市	協定書別表第13	北しりべし定住圏地域資源情報発信事業(地域資源情報冊子(多言語化)作成事業)	クルーズ客船船主及び旅行代理店等に対して多言語化した圏域内の情報冊子を配布することで、新たな外国人観光客を創出する	—	945	—	—	—	国庫補助金	
小樽市	協定書別表第13	北しりべし定住自立圏地域資源情報発信事業(圏域内観光パンフ収納ファイル作成事業)	圏域内観光等の資料を収納し、海外へ向けた情報発信をすることで観光客誘致を図る	—	840	—	—	—	国庫補助金	
小樽市	協定書別表第13	北しりべし定住自立圏地域資源情報発信事業(手稲駅「あいくる」を利用したPR推進事業)	JR手稲駅多目的スペース「あいくる」を活用し、手稲区を含む札幌圏の住民へ北しりべしの魅力をPRし、交流の活性化を図る。	—	—	—	29	125		
積丹町	協定書別表第13	食を活かした観光地づくり推進支援事業	地元食材を利用して、実施しているイベントへの支援を行う	4,689	4,652	2,601	3,010	3,221		イベント運営助成事業
積丹町	協定書別表第13	魅力ある観光地づくり推進支援事業	積丹観光協会へ観光情報の発信など、必要な活動への支援	7,266	7,910	7,910	8,046	10,515		
仁木町	協定書別表第13	観光団体育成事業 観光協会補助	各種イベントの開催や、広域観光、町外イベントでのPR活動等に取り組むための仁木町観光協会に対する補助	5,734	6,283	6,850	7,241	6,961		
余市町	協定書別表第13	観光物産センター管理運営業務委託	管理運営委託	14,563	14,563	14,563	14,563	14,563		
余市町	協定書別表第13	道の駅維持管理委託	維持管理業務委託	2,783	2,888	2,888	2,888	3,456		
赤井川村	協定書別表第13	村観光振興事業補助	村観光PR活動に要する経費に対する助成	2,271	2,600	2,170	2,600	2,600		

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
<b>7 観光客誘致対策事業</b>				<b>32,750</b>	<b>35,895</b>	<b>30,999</b>	<b>31,122</b>	<b>27,032</b>		
小樽市	協定書別表第13	観光客誘致対策	札幌圏への情報発信や物産展、教育旅行キャンペーンを行う	3,504	5,563	6,110	9,872	5,562	起債：過疎債 道補助金	
小樽市	協定書別表第13	観光映像制作	小樽の魅力を道内外に発信するための映像を制作	4,200	—	—	—	—	起債：過疎債	
小樽市	協定書別表第13	新規観光ポスター等制作事業	小樽の魅力を道内外に発信するためのポスターを制作	2,676	—	—	—	—	起債：過疎債	
小樽市	協定書別表第13	新規外国語観光パンフレット制作事業	小樽の魅力を海外に発信するための外国語版パンフレットを制作	—	2,488	—	—	—		
小樽市	協定書別表第13	東アジア圏観光客誘致事業費補助	中国市場をはじめとする東アジア圏でのキャンペーン経費	4,500	6,900	3,500	1,500	1,200	国庫補助金	
小樽市	協定書別表第13	小樽・北後志広域インバウンド加速プロジェクト	北後志6市町村で「小樽・北後志広域インバウンド推進協議会」を設置し、東アジア圏等の旅行会社、メディア等に対してPRや招へいを行う	—	—	—	—	—	(道補助金)	事業費は全額、協議会へ直接交付される道補助金により措置(H25:10,000千円、H26:10,000千円)
小樽市	協定書別表第13	外国人観光客おもてなし推進事業	外国語が話せる職員を観光案内所に配置	5,910	8,836	11,500	10,000	10,355	道補助金	
小樽市	協定書別表第13	観光案内所運営費交付金	多くの観光客が訪れる小樽市において、多種多様な要望に対して、対応するための観光案内サービスを行うための補助	9,650	9,900	8,150	8,280	8,392		
小樽市	協定書別表第13	外国人観光客受入推進事業	外国人受入体制を推進するため、接遇研修や語学研修を行う	547	1,000	500	—	—		
余市町	協定書別表第13	iセンター開設業務委託	業務委託	1,134	1,208	1,239	1,470	1,523		
赤井川村	協定書別表第13	観光活性化推進事業	観光パンフレット等作成	629	—	—	—	—		
<b>合 計</b>				<b>85,401</b>	<b>92,047</b>	<b>83,300</b>	<b>98,687</b>	<b>99,351</b>		

## ○教育

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
<b>8 文化・スポーツ交流促進事業</b>				<b>535</b>	<b>631</b>	<b>556</b>	<b>499</b>	<b>467</b>		
小樽市	協定書別表第14	市民大学講座実行委員会補助	生涯学習の機会を広く市民に提供するため、道内外から各分野で活躍されている著名人を講師として招き、講座を開催する	500	500	500	450	450	起債：過疎債	
小樽市	協定書別表第14	北海道職業能力大学校公開市民講座開催事業	北海道職業能力大学校が開催する公開市民講座	35	131	56	49	17		

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
<b>9 文化財、史跡等保全・活用事業</b>				<b>11,514</b>	<b>10,394</b>	<b>11,549</b>	<b>24,194</b>	<b>36,181</b>		
小樽市	協定書別表第14	重要文化財旧日本郵船(株)小樽支店保存整備調査	小樽市を代表する近代化遺産である旧日本郵船(株)小樽支店の修理工事に向けた調査	—	—	—	14,364	26,263	国庫補助金道補助金	
積丹町	協定書別表第14	歴史的建築物・郷土資料等保存整理事業	歴史的建築物の調査保存や郷土の歴史的資料の分類整理と保存を行う	3,652	2,359	3,053	42	38	北海道緊急雇用創出推進事業、特別交付税(総務省地域おこし協力隊)	全額特定財源、一般財源なし
余市町	協定書別表第14	文化財管理運営事業	余市町にある文化財施設の管理及び運営	7,862	8,035	8,496	9,788	9,880		
<b>合 計</b>				<b>12,049</b>	<b>11,025</b>	<b>12,105</b>	<b>24,693</b>	<b>36,648</b>		

### ○その他

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
<b>10 小樽・北しりべし成年後見センター支援事業</b>				<b>8,579</b>	<b>13,845</b>	<b>22,612</b>	<b>22,632</b>	<b>23,697</b>		
小樽市	協定書別表第15	成年後見制度利用支援事業	成年後見人を養成し、相談から後見人受任までの一連の手続きを支援	717	1,560	2,924	1,800	2,608	国庫補助金道補助金基金繰入金	
小樽市	協定書別表第15	小樽・北しりべし成年後見人センター負担金	小樽・北しりべし成年後見人センターの運営に係る経費負担	7,000	10,380	17,568	17,824	18,320	国庫補助金道補助金基金繰入金	
積丹町	協定書別表第15	小樽・北しりべし成年後見人センター負担金	小樽・北しりべし成年後見人センターの運営に係る経費負担	87	185	207	204	236		
古平町	協定書別表第15	小樽・北しりべし成年後見人センター負担金	小樽・北しりべし成年後見人センターの運営に係る経費負担	112	231	279	602	577		
仁木町	協定書別表第15	小樽・北しりべし成年後見人センター負担金	小樽・北しりべし成年後見人センターの運営に係る経費負担	104	250	248	293	299		
余市町	協定書別表第15	小樽・北しりべし成年後見人センター負担金	小樽・北しりべし成年後見人センターの運営に係る経費負担	530	1,174	1,314	1,837	1,570		
赤井川村	協定書別表第15	小樽・北しりべし成年後見人センター負担金	小樽・北しりべし成年後見人センターの運営に係る経費負担	29	65	72	72	87		

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
<b>11 消費生活相談体制連携事業</b>				<b>9,272</b>	<b>11,414</b>	<b>10,137</b>	<b>9,858</b>	<b>9,174</b>		
小樽市	協定書別表第15	消費生活業務委託	悪質商法や不当請求などの契約トラブルや商品の安全性など消費生活に関する相談を受け付ける体制を図る	5,700	7,190	7,197	7,197	7,205	道補助金	
小樽市	協定書別表第15	多重債務特別相談業務委託	多重債務問題の改善を図るため、専門の相談員を配置	324	427	434	434	426		
小樽市	協定書別表第15	消費者行政活性化事業	消費生活関連の問題の多様化・複雑化の対応のため、消費者相談体制の強化を図る	3,038	2,983	1,785	1,513	830	道補助金	
仁木町	協定書別表第15	消費者行政活性化事業	消費生活関連の問題の多様化・複雑化の対応のため、消費者相談体制の強化を図る	210	261	165	163	158		
余市町	協定書別表第15	小樽・北しりべし消費者センター負担金	消費生活関連の問題の多様化・複雑化の対応のため、消費者相談体制の強化を図る	—	553	556	551	555		
<b>合 計</b>				<b>17,851</b>	<b>25,259</b>	<b>32,749</b>	<b>32,490</b>	<b>32,871</b>		

## ②結びつきやネットワークの強化

### ○地域公共交通

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
<b>12 生活路線バス運行事業</b>				<b>24,671</b>	<b>26,675</b>	<b>28,176</b>	<b>32,317</b>	<b>32,513</b>		
小樽市	協定書別表第11	後志地域生活交通確保対策事業費補助金	中央バスが運行している積丹線（小樽駅前～美国、小樽駅前～積丹余別）の赤字額の2分の1を沿線4自治体で按分し補助	—	—	—	454	407		
積丹町	協定書別表第11	後志地域生活交通確保対策事業費補助金	中央バスが運行している積丹線（小樽駅前～美国、小樽駅前～積丹余別）の赤字額の2分の1を沿線4自治体で按分し補助	—	—	—	1,264	1,118		
古平町	協定書別表第11	後志地域生活交通確保対策事業費補助金	中央バスが運行している積丹線（小樽駅前～美国、小樽駅前～積丹余別）の赤字額の2分の1を沿線4自治体で按分し補助	—	—	—	1,065	972		
仁木町	協定書別表第21	市町村生活バス路線運行費補助	中央バスが運行している銀山線（余市駅前～赤井川1往復、余市駅前～尾根内3往復）の赤字額の10分の9を補助	9,925	10,748	12,091	12,928	12,873		
余市町	協定書別表第21	協会病院バス路線運行維持事業	バス事業者に対する助成	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000		
余市町	協定書別表第21	後志地域生活交通確保対策事業費補助金	中央バスが運行している積丹線（小樽駅前～美国、小樽駅前～積丹余別）の赤字額の2分の1を沿線4自治体で按分し補助	—	—	—	831	746		

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
赤井川村	協定書別表第2 1	市町村生活バス補助	住民の生活の足となる路線バスを確保するため、運行経費に対し助成	9,746	10,927	11,085	10,775	11,397		
小樽市	協定書別表第1 1	市内交通アクセス実態調査事業	圏内の住民が病院や商業施設などへの移動の場合、公共交通の利用実態を把握し、利用を促進のための調査・研究	—	—	—	—	—		
<b>13 多様な交通手段の維持及び検討事業</b>				<b>7,834</b>	<b>8,324</b>	<b>8,485</b>	<b>9,183</b>	<b>10,494</b>		
積丹町	協定書別表第1 1	通院バス運行事業	町内唯一の医療機関である町立診療所所在地域以外の町民に対する、診療所への通院バスの運行	736	764	925	1,623	800		多目的バス運行事業予算の1/2
古平町	協定書別表第1 1	コミュニティバス運行事業	庁内唯一の医療機関である掖済会古平診療所と町内各地域を結ぶコミュニティバスの運行	7,098	7,560	7,560	7,560	9,694		
<b>合 計</b>				<b>32,505</b>	<b>34,999</b>	<b>36,661</b>	<b>41,500</b>	<b>43,007</b>		

### ○情報格差の解消に向けたICT(情報通信技術)インフラ整備

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
<b>14 地域医療連携システム推進事業</b>				<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		
全市町村	協定書別表第2 2	地域医療連携システム推進事業	地域医療における病院・診療所の連携をツールとして、患者診療情報の共有を図るための地域医療連携システムを導入し、地域医療体制の維持・確保を図る	—	—	—	—	—		
<b>合 計</b>				<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		

### ○道路等の交通インフラ整備

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
<b>15 地域交通基盤整備推進事業</b>				<b>869</b>	<b>869</b>	<b>866</b>	<b>960</b>	<b>20,573</b>		
小樽市	協定書別表第2 3	地域交通基盤整備推進事業	後志管内の国道の整備促進や北海道黒松内・小樽間横断自動車道の早期建設、北海道新幹線の後志・小樽経由の早期実現、余市町・小樽市間及び塩谷・蘭島地区の国道改修について、関係機関との連携を図る	501	501	499	499	499		北海道横断自動車建設促進期成会、北海道新幹線建設促進期成会、小樽・余市間国道期成会、小樽国道協議会の負担金

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
小樽市	協定書別表第23	地域交通基盤整備推進事業(新幹線事業関係経費)	北海道新幹線の札幌延伸が認可され、北後志地域では小樽市に新駅が設置されるため、地元負担、駅周辺整備、交通アクセスの課題などについて、先行都市の事例を調査するほか、関係機関との協議を行う	—	—	—	94	1,617		
小樽市	協定書別表第23	地域交通基盤整備推進事業(計画策定委託料)	北海道新幹線の札幌延伸が認可され、北後志地域では小樽市に新駅が設置されるため、駅周辺整備やアクセス機能の充実等を含めた計画を策定する	—	—	—	—	18,090	国庫補助金	
積丹町	協定書別表第23	地域交通基盤整備推進事業	国道の整備促進、北海道横断自動車道・小樽～余市間の早期着工や北海道新幹線札幌延伸が決定されるよう、関係機関との連携を図る	67	67	67	67	67		国道229号促進期成会、北海道新幹線促進期成会、横断自動車道促進期成会、小樽国道協議会の負担金
古平町	協定書別表第23	地域交通基盤整備推進事業	圏域内の住民の利便性を向上する高速道路の建設に対する負担金事業	28	28	27	27	27		北海道横断自動車建設促進期成会の負担金
仁木町	協定書別表第23	地域交通基盤整備推進事業	北海道横断自動車道黒松内・小樽間早期実施や、北海道新幹線の整備促進に向けた要望活動、小樽開発建設部管内の国道の整備の促進を図る	64	64	64	64	64		北海道横断自動車建設促進期成会、北海道新幹線建設促進期成会、小樽国道協議会の負担金
余市町	協定書別表第23	地域交通基盤整備推進事業	北海道横断自動車道黒松内・小樽間早期建設や、北海道新幹線の整備促進に向けた要望活動、小樽市・余市町間の国道改修、小樽開発建設部管内の国道の整備の促進を図る	154	154	154	154	154		北海道横断自動車建設促進期成会、北海道新幹線建設促進期成会、小樽・余市間国道期成会、小樽国道協議会の負担金
赤井川村	協定書別表第23	地域交通基盤整備推進事業	北海道横断自動車道黒松内・小樽間早期実施や、北海道新幹線の整備促進に向けた要望活動、小樽開発建設部管内の国道の整備の促進を図る	55	55	55	55	55		北海道横断自動車建設促進期成会、北海道新幹線建設促進期成会、小樽国道協議会の負担金
<b>合 計</b>				<b>869</b>	<b>869</b>	<b>866</b>	<b>960</b>	<b>20,573</b>		

### ○生産者と消費者との連携による地産地消

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
<b>16 地元農水産物魅力度アップ事業</b>				<b>6,955</b>	<b>10,885</b>	<b>8,150</b>	<b>14,642</b>	<b>13,069</b>		
小樽市	協定書別表第24	「おたる産しゃこ祭」開催事業費補助金	「おたる産しゃこ」のPR及びブランド化を図るための事業に対する補助	1,000	1,000	1,000	1,000	—	起債：過疎債	
小樽市	協定書別表第24	「北しりべし食材リスト」作成事業	圏域内の「食資源」の情報の共有を図り、異業種交流の推進や飲食店など、業務用での活用を促進する	—	485	—	—	—	国庫補助金	

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
仁木町	協定書別表第13	さくらんぼフェスティバル補助	7月上旬に開催するさくらんぼフェスティバルに対する補助	1,100	4,545	1,350	1,563	1,707		
仁木町	協定書別表第13	うまいもんじゃ祭り補助	10月上旬に開催するうまいもんじゃ祭りに対する補助	1,000	1,000	1,200	7,479	3,962		
余市町	協定書別表第24	味覚の祭典事業負担金	味覚の祭典事業に対する負担	1,255	1,255	2,000	2,000	3,700	H26北海道市町村振興協会助成金1,000千円	
赤井川村	協定書別表第24	カルデラの味覚まつり事業	8月上旬に開催するカルデラの味覚まつりに対する補助	2,600	2,600	2,600	2,600	3,700		
<b>合 計</b>				<b>6,955</b>	<b>10,885</b>	<b>8,150</b>	<b>14,642</b>	<b>13,069</b>		

### ○地域内外の住民との交流及び移住

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
<b>17 移住・交流促進事業</b>				<b>244,925</b>	<b>26,521</b>	<b>34,765</b>	<b>47,691</b>	<b>55,160</b>		
小樽市	協定書別表第25	移住促進事業	おたる移住・交流推進事業研究会への補助等	1,453	1,747	948	471	125	H22北海道市町村振興協会助成金 H23国庫補助金	
積丹町	協定書別表第13	町営温泉施設運営事業	圏域内の住民同士が交流する温泉施設の運営事業に対する一般会計繰出金(単年度収支不足分)	10,487	17,918	26,828	34,841	35,185		
古平町	協定書別表第13	温泉施設運営事業	圏域内の住民同士が交流する温泉施設の運営事業	12,605	85	—	—	8,692		
古平町	協定書別表第13	家族旅行村(キャンプ場)運営事業	圏域内の住民同士が交流するキャンプ施設の運営事業	1,185	1,188	2,429	6,632	4,545		
古平町	協定書別表第13	温泉交流施設建設事業	圏域内の住民同士が交流できる新たな温泉施設の建設	214,205	—	—	—	—	起債：過疎債	
古平町	協定書別表第13	海水浴場管理事業	圏域内の住民同士が交流する海水浴場の管理事業	1,203	1,247	1,250	2,141	1,515		
余市町	協定書別表第25	新規就農者受入農家報奨金	受入農家に対する謝金・滞在謝金・指導謝金	780	1,080	720	960	1,440		
余市町	協定書別表第25	就農研修家賃助成	就農研修者の家賃助成	—	126	0	120	720		

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
余市町	協定書別表第25	農村体験交流施設委託	施設管理業務委託	2,536	2,296	2,144	2,276	2,422		
赤井川村	協定書別表第25	新規就農者育成特別措置交付金	新規就農研修生受入農家に対し、営農実習支援として助成金を交付	471	834	446	250	516		
<b>合 計</b>				<b>244,925</b>	<b>26,521</b>	<b>34,765</b>	<b>47,691</b>	<b>55,160</b>		

### ③圏域マネジメントの強化

#### ○人材育成

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
<b>18 地域人材育成事業</b>				<b>41</b>	<b>59</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		
小樽市	協定書別表第31	東アジア等・マーケット開拓事業(セミナー)	東アジア等への販路拡大・観光PRを行うために、市場に精通している専門家を招へいし、セミナーを行い、人材を育成する	41	59	—	—	—		
小樽市	協定書別表第31	商工業振興施策説明会	小樽市及び北しりべし圏域における中小企業者等に対し、国などの関係機関が設けている経済対策や融資及び助成制度の説明会を開催し、地場産業の活性化に努める企業内の人材育成を図る	0	0	0	0	0		事業予算額0円で実施
<b>19 魅力ある圏域づくり推進事業</b>				<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		
小樽市	協定書別表第31	(仮称)北しりべし住民会議の設置の推進	持続可能な圏域を形成し、魅力あふれる圏域づくりを推進するための組織の構築を図る	—	—	—	—	—		
<b>合 計</b>				<b>41</b>	<b>59</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		

#### ○職員の能力向上

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				H22	H23	H24	H25	H26		
<b>20 圏域職員合同研修事業</b>				<b>268</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		
小樽市	協定書別表第32	圏域職員合同研修事業	リーダーとして、効果的な関わり方のスキルと人格を磨くために、外部から講師を招へいし、合同で研修会を開催する	268	—	—	—	—		
<b>合 計</b>				<b>268</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		

北しりべし定住自立圏共生ビジョン

平成27年11月変更

---

■発行：小樽市

〒047-8660 北海道小樽市花園2丁目12番1号

TEL 0134-32-4111

FAX 0134-22-6727

E-mail : [kikaku@city.otaru.lg.jp](mailto:kikaku@city.otaru.lg.jp)

■編集：小樽市 総務部 企画政策室